

ありのままでみえっこプラン

令和7（2025）年3月  
三重県



## 全ての子どもの権利が守られる三重へ

平成元(1989)年に国連で「児童の権利に関する条約」が採択され、平成6(1994)年には日本がこの条約を批准しました。この条約の理念に基づき、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを目的として、平成23(2011)年に三重県子ども条例を制定しました。

子ども条例の施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、虐待やいじめなど、子どもの命や安心して生きる権利が奪われる事例が多発しています。また、多くの子どもが子どもの権利について知らず、県民の子ども条例に対する認知度も極めて低い状況です。

このような状況をふまえて、子どもの権利を保障することを正面から捉えるとともに、三重の子どもを守り育てるための土台となる条例にする必要があると考え、令和7(2025)年3月に子ども条例の改正を行いました。また、改正子ども条例を具現化する計画とこども基本法に基づく都道府県こども計画とを一体とした計画として、「ありのままみえっこプラン」を策定しました。

この計画の検討にあたっては、有識者や子ども・若者当事者等で構成する「こども政策検討会議」を設置して意見をいただいたほか、こども会議を開催し、子ども・若者からの意見を広く聴きました。

このような多くの方のご意見や子ども条例改正の方向性をふまえ、「子どもの最善の利益を考慮する」や「子どもの意見を聴き、対話しながらともに進める」などを計画推進の原則に掲げたうえで、子どもの命や健康を守る取組、子どもの学びや体験機会を支える取組などを計画に盛り込みました。

計画のめざす姿である「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」を実現するためには、まず子ども自身も含めて県民の皆さんに子どもの権利を理解していただくことが重要です。

知らない権利を守ることはできません。私たち一人ひとりが子どもを権利の主体としてとらえ、共に力を合わせて取組を進めていくために、県民の皆さんのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に尽力いただいた三重県こども政策検討会議の委員の皆さん、こども会議に参加いただいた子ども・若者の皆さんをはじめ、貴重なご意見をいただいた全ての方々に感謝申し上げます。

令和7年3月

三重県知事 一見 勝之

# 目次

## 第1章 はじめに

- 第1節 計画策定の趣旨（経緯）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2節 計画の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第3節 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 第4節 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第5節 本計画における「子ども」「若者」の定義・・・・・・・・・・3

## 第2章 子どもの現状について

- 第1節 子どもを取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第2節 子どもの権利侵害、困難を抱える子どもの増加・・・・・・・・11
- 第3節 子どもの権利に関する理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 第4節 子育て家庭の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

## 第3章 計画のめざす姿等

- 第1節 国の子ども・子育て施策に関する動き・・・・・・・・・・・・20
- 第2節 三重県の子ども・子育て施策に関する動き・・・・・・・・・・・・20
- 第3節 めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 第4節 計画推進の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 第5節 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 第6節 計画目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

## 第4章 重点的な取組

- 1 子どもの権利侵害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 2 子どもを取り巻くリスクへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 3 子どもの権利に対する理解の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
- 4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実・・・・・・・・・・・・44
- 5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援・・・・・・・・・・50
- 6 社会的養育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援・・・・・・・・・・・・56

8	子どもの意見表明及び社会参画の促進	61
9	妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援	64
10	幼児教育・保育、放課後児童対策の推進	68
11	若者への支援	71

## 第5章 子ども施策全般に係る取組

第1節	ライフステージ別の取組	75
第2節	ライフステージを通じた取組	78
第3節	子育て家庭への支援に関する取組	82

## 第6章 計画を推進するために

第1節	庁内外の連携の確保	83
第2節	子どもの意見反映	83
第3節	計画の進行管理	83

## 参考資料

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨（経緯）

近年、人口減少や少子化の進行、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめの増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻さを増しています。

こうした中、国において、令和5（2023）年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。こども基本法では、こども大綱を勘案し、都道府県こども計画を策定することが努力義務として規定されています。

また、本県では、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とし、令和7（2025）年3月に三重県子ども条例（以下「子ども条例」という。）を改正したところであり、子ども条例において、県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画を定めることとしています。

本計画は、こども基本法及び子ども条例に基づき、子どもや若者の多様な意見をふまえ、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざし、本県の子ども施策について定めるものです。

## 第2節 計画の名称

当事者である子ども・若者に親しみを感じてもらうとともに、計画を策定した趣旨を表現し理解してもらうため、本計画の名称を「ありのままみえっこプラン」としました。

この名称は、三重県の子どもが、ありのままの自分を大切に豊かに育っていくことを表しています。

名称の決定にあたっては、子ども条例の改正及び本計画の策定について検討するために設置した、三重県こども政策検討会議の委員（子ども・若者当事者）と、こども会議の参加グループの子ども・若者の意見を反映しています。

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、子ども条例第18条第1項に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

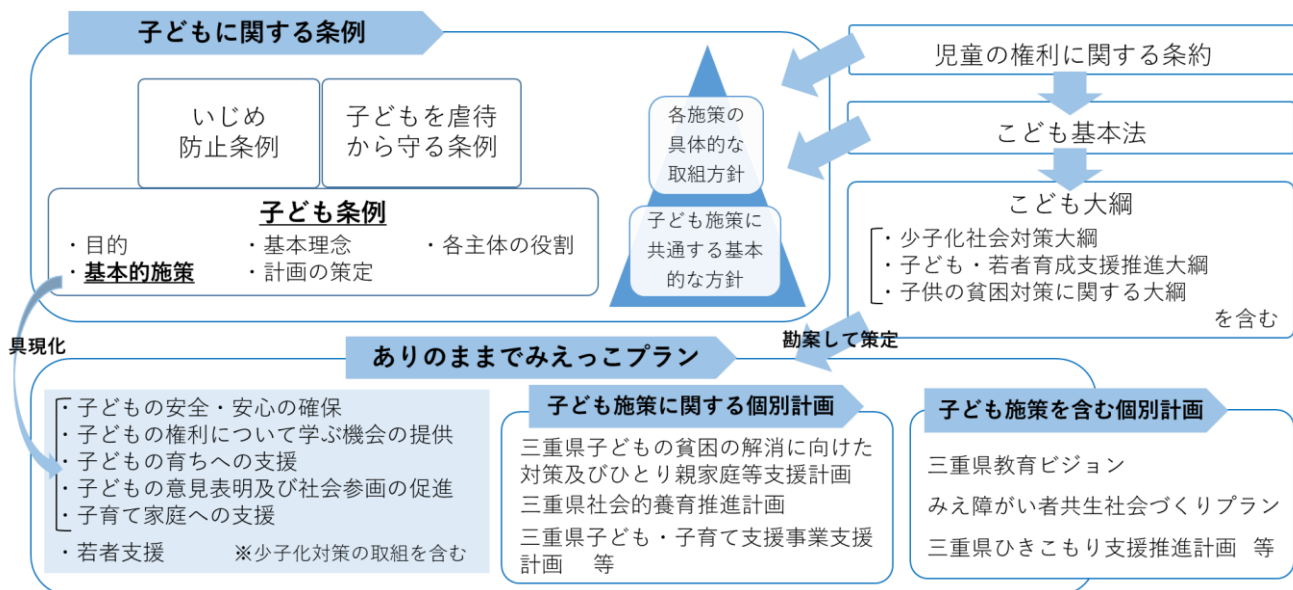
各法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定するとともに、その他の子ども施策に係る個別計画の内容を盛り込むことで、本県の子ども施策全般について、主要な取組内容や目標を定める計画とします。

<本計画と一体のものとして策定する計画>

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定される都道府県子ども・若者計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画
- ・ 少子化社会対策計画（少子化社会対策基本法に規定される地方公共団体が行う基本的施策を整理したもの）

<本計画に内容を盛り込む個別計画>

- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に規定される都道府県計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定される自立促進計画
- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ 健やか親子いきいきプランみえ（成育医療等基本方針に基づく計画）
- ・ 三重県社会的養育推進計画 など



「ありのままでみえっこプラン」と法令等との関係

## 第4節 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

## 第5節 本計画における「子ども」「若者」の定義

### ・子ども

18歳未満の者をいい、18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む

⇒①18歳に達した高校生等

②法令により、18歳未満の者と同様の措置・支援が可能とされた者

例) 児童福祉法：児童自立生活援助、障害児の施設入所

### ・若者

青年期（施策によりポスト青年期<sup>1</sup>を含む）の者



<sup>1</sup> 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。



## 第2章 子どもの現状について

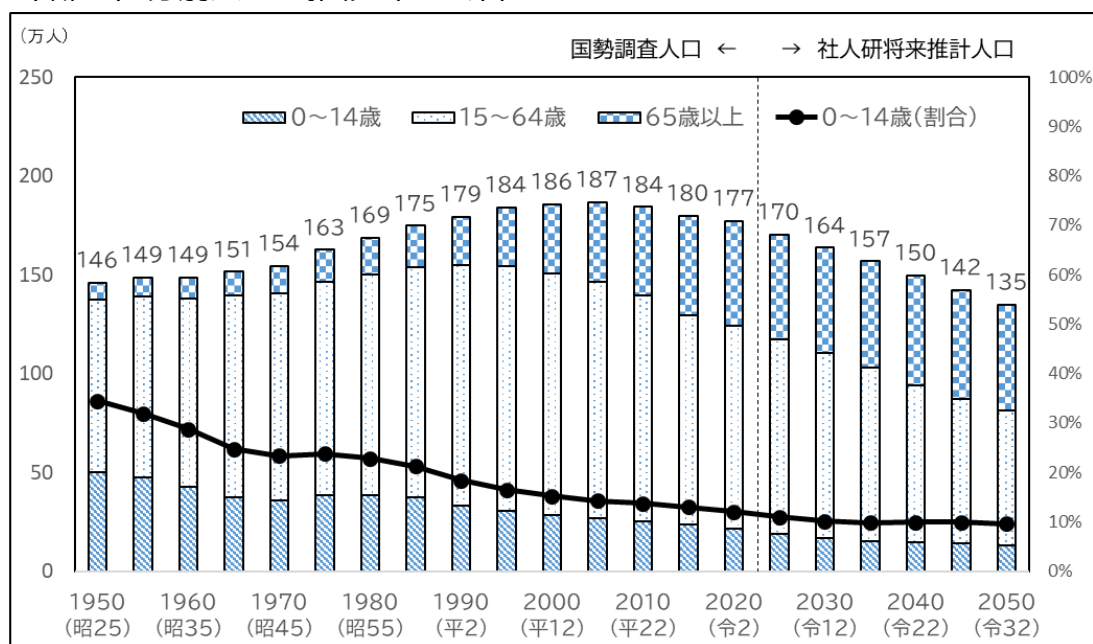
### 第1節 子どもを取り巻く環境の変化

#### (1) 人口減少・少子化の進行

人口減少の進行により、令和2（2020）年に約177万人であった本県の人口は、令和32（2050）年には約135万人と約4分の3になる見込みです。こうした状況が進めば、商業施設や地域公共交通といった身近な施設やサービスが縮小することや、地域コミュニティ活動の担い手が不足することで地域行事が縮小し、住民同士の交流が滞ることなどが想定されます。子どもにとっては、地域社会で様々な人と関わる機会や体験機会、多様な価値観に触れる機会の減少につながる懸念があります。

同時に少子化も進んでおり、兄弟姉妹の数や地域の子どもの数が減る中で、子ども同士で遊ぶ機会や、異年齢の子どもと関わる機会が減ってきています。

#### ▼年齢3区分別人口の推移（三重県）

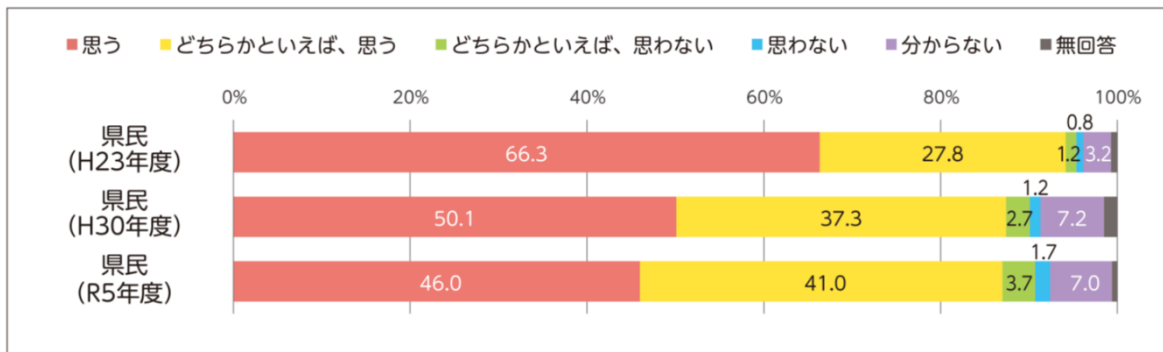


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

#### (2) 子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合の減少

令和5（2023）年度に実施したアンケート調査で、子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思うかについて、「思う」または「どちらかといえば、思う」と肯定的に答えた県民の割合は87.0%です。「思う」の割合は減少傾向にあり、子ども条例を制定した平成23（2011）年度より20.3ポイント減少しています。

## ▼子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思うか（県民調査）（三重県）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

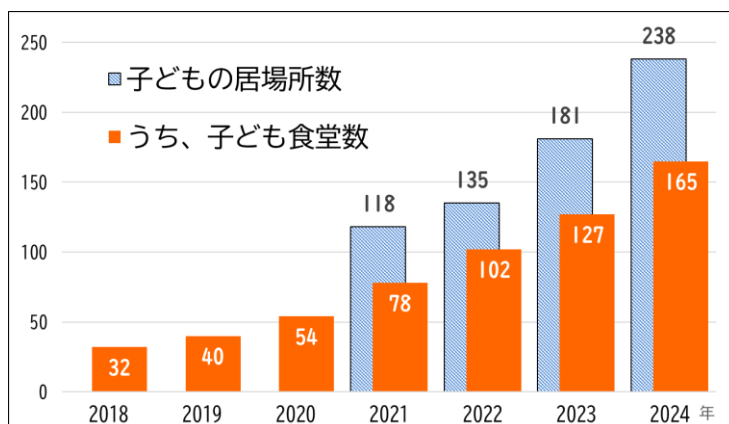
### （3）新たな地域コミュニティの拡大

自治会や子ども会など従来の地域コミュニティが縮小する一方で、子ども食堂やフードパントリー<sup>2</sup>、子ども向け体験・学習支援教室、相談場所や地域交流の場など、家でも学校でもない、子どもが気軽に集える場所「子どもの居場所」が増えています。

夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）を「利用したことがある」と答えた小学生の割合は、貧困線未満の世帯では 15.4%となっており、他の世帯より高くなっています。また、「利用したことはない・あれば利用したいと思う」と答えた小学生の割合は、等価世帯収入の水準に関わらず 3割以上となっています。

貧困線未満の世帯の子どもについて、勉強を無料でみしてくれる場所を「利用したことがある」または「利用したことはない・あれば利用したいと思う」と答えた割合は、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて高くなっており、高校生では過半数を占めています。

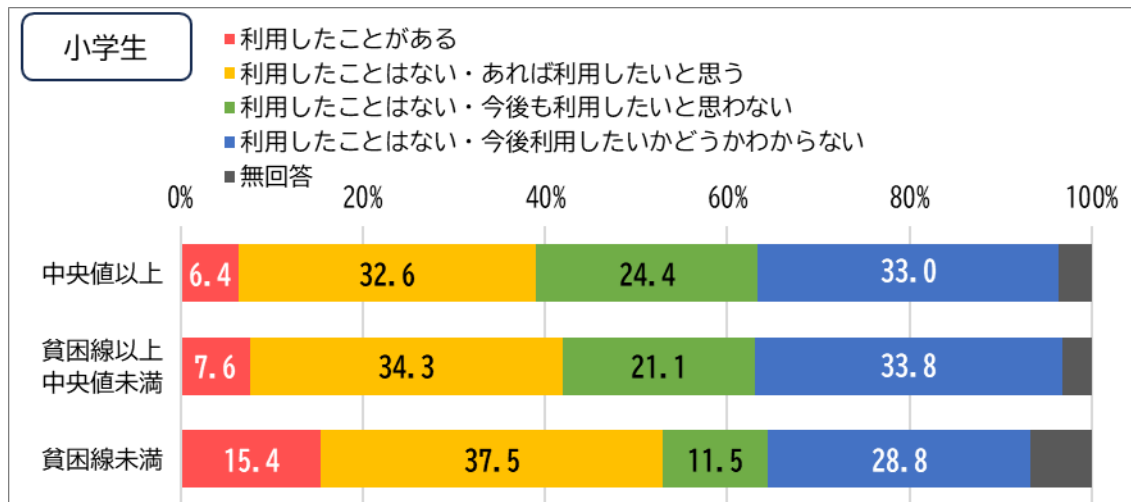
## ▼「子どもの居場所」数の推移（三重県）



出典：三重県子ども・福祉部調べ

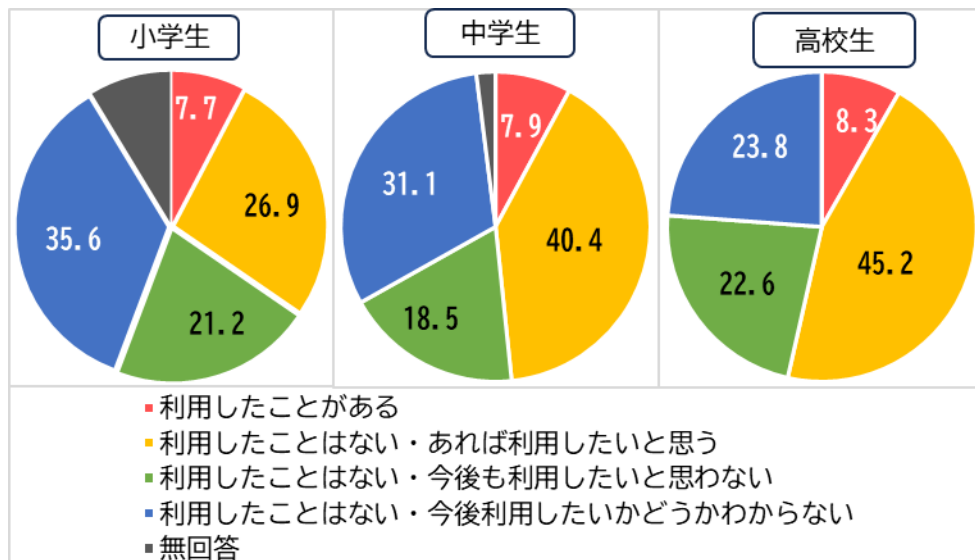
<sup>2</sup> 子育て世帯やひとり親世帯、生活困窮世帯など、様々な理由で食品や日用品の入手が困難な人を対象に、食品や日用品等を無料で配布する場。

▼夕ごはんを無料か安く食べることができる場所の利用状況(三重県)(R5年度)



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

▼勉強を無料でみてくれる場所の利用状況(貧困線未満の世帯)(三重県)(R5年度)



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

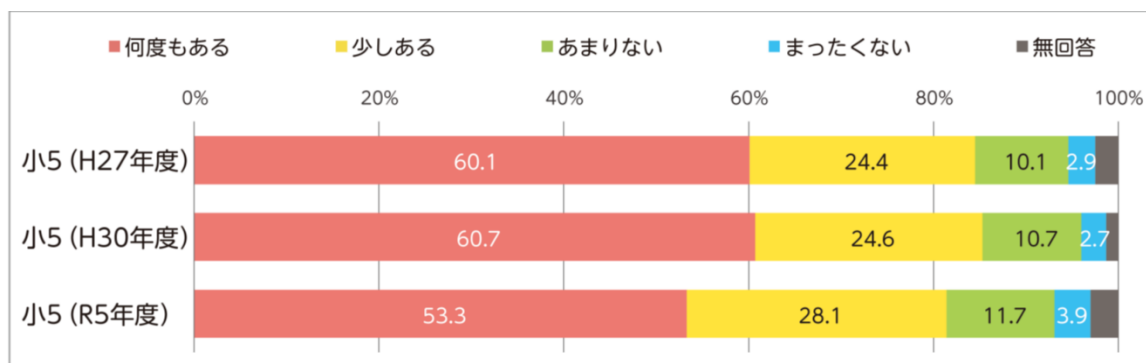
<「みえの子ども白書 2024」における等価世帯収入による分類>

- ・ 年間収入に関する回答の各選択肢の階級値(階級の真ん中の値)をその世帯の収入の値とする。(例えば、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。)
- ・ 上記の値を、同居家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つの層に分類している。

#### (4) 小学生の地域行事への参加経験の減少、地域への関心の低下

家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがある小学生の割合は、コロナ禍を境に減少しています。また、住んでいる地域で取り組んでみたいことについて、「特にしたいことはない」と答えた小学生の割合が増加しています。

##### ▼家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがあるか（三重県）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

##### ▼「住んでいる地域で取り組んでみたいこと（複数回答）」の推移（三重県）

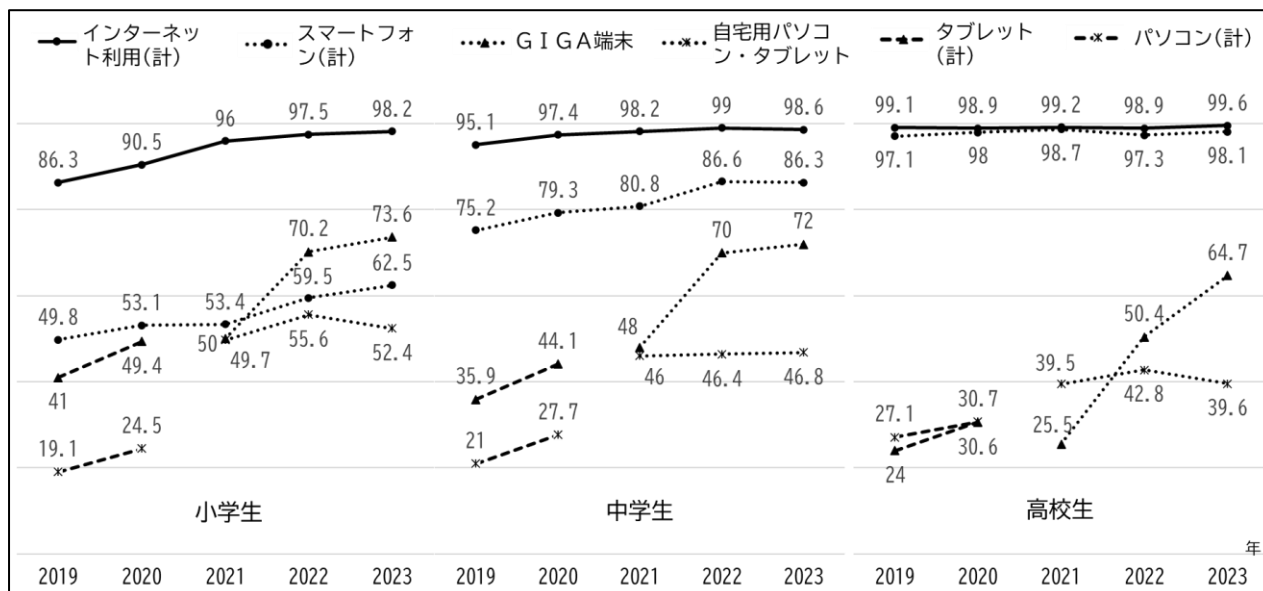
	小学5年生			中学2年生			高校2年生		
	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度
地域の歴史や文化について勉強する	16.0	③ 25.8	16.9	12.3	14.8	13.7	8.2	9.2	12.5
農業、漁業、伝統工芸など、地域の産業を体験する	② 24.0	② 29.4	③ 17.5	11.6	16.5	13.7	7.1	9.2	12.9
地域の大人と意見交換などをする	4.9	6.7	4.2	3.1	6.1	4.9	4.8	5.3	6.7
地域の行事を計画する	14.1	20.1	12.8	7.6	18.0	13.3	7.3	11.0	14.9
地域のスポーツクラブやサークルで活動する	21.3	③ 25.8	13.9	② 16.5	③ 22.2	③ 16.2	② 19.1	② 21.6	③ 18.7
お年寄りや昔遊びなどで交流する	22.4	22.9	12.0	6.0	10.6	8.3	7.5	6.2	6.6
異なる年齢の子どもと一緒に遊んだり、活動したりする	① 30.3	① 36.7	② 22.2	③ 15.3	② 26.5	② 21.2	③ 15.0	③ 18.7	② 23.1
町の美化活動をする	9.4	19.4	15.9	9.2	14.9	13.6	10.4	14.5	15.2
防災活動など地域の安全を守るための活動をする	14.4	20.0	13.5	6.3	12.3	9.0	4.7	8.9	9.9
いろいろな国の人と交流する	18.2	24.4	13.8	8.8	17.3	10.7	9.4	11.3	14.5
その他	1.3	3.4	1.2	1.2	1.3	0.8	1.1	1.4	0.8
特にしたいことはない	③ 23.2	20.8	① 36.3	① 43.0	① 37.2	① 42.6	① 41.7	① 39.8	① 38.2
無回答	6.7	2.3	3.4	8.2	3.0	3.3	9.1	2.8	1.8

出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

## (5) インターネット利用の若年化

ここ数年で小学生のインターネット利用率が上昇し、ほぼ全ての小学生がインターネットを利用している状況です。スマートフォンやG I G A端末の利用が進んでいることがその要因と考えられます。

### ▼インターネットの利用状況の推移（全国）



出典：こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

### 〈G I G A端末〉

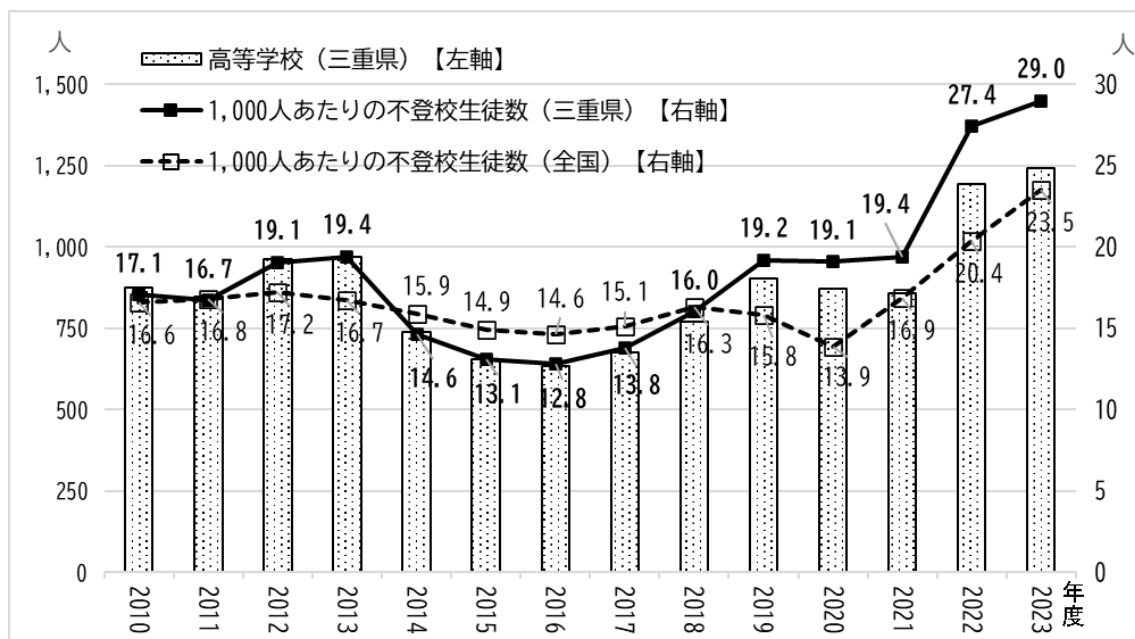
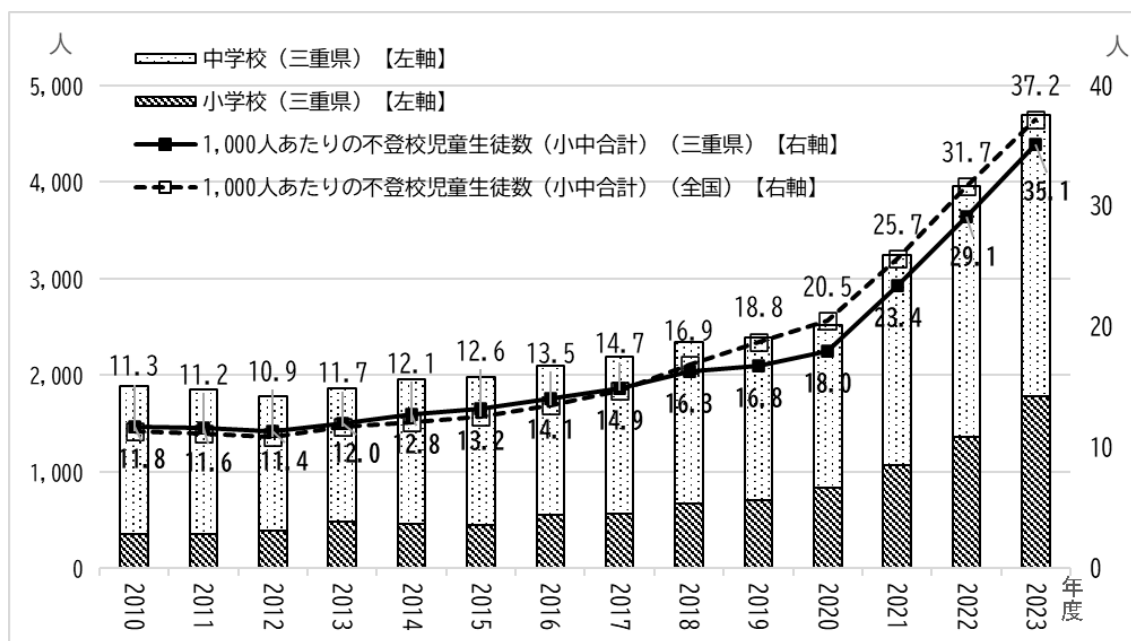
文部科学省が推進するG I G Aスクール構想（児童・生徒の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想）において、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等

## (6) 不登校の増加

令和5（2023）年度の児童生徒 1,000 人あたりの不登校児童生徒数は、小中学校で 35.1 人であり、11 年連続で増加しています。また、高等学校では 29.0 人であり、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけてはほぼ横ばいでしたが、令和4（2022）年度以降は大幅に増加しています。

子どもたちが学校に行きたくないと感じるときは、「何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき」が最も多く、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて、その割合が高くなっています。

### ▼不登校児童生徒数（小学校・中学校、高等学校）の推移



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2015年度以前は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（旧調査名））

### ▼学校に行きたくないと感じることがあるとき（上位3つ）（三重県）（%）

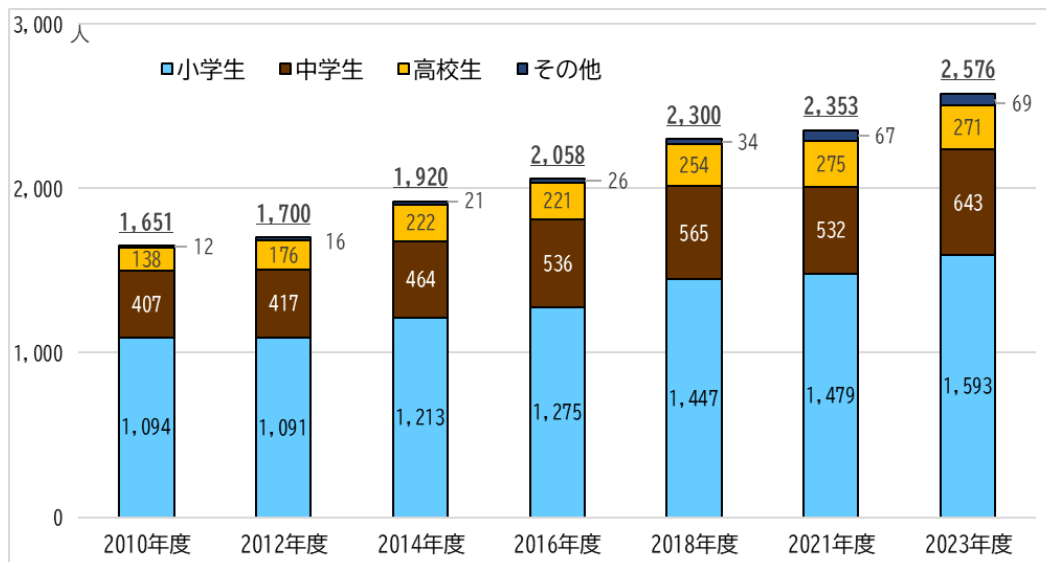
	小学5年生	中学2年生	高校2年生			
1位	何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	25.7	何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	39.3	何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	45.0
2位	友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき	10.4	「友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき」以外の理由で友人関係に不安があるとき	16.3	「友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき」以外の理由で友人関係に不安があるとき	16.9
3位	授業が分からないとき	9.6	授業が分からないとき	11.9	授業が分からないとき	12.8
	学校に行きたくないと感じることはない	45.7	学校に行きたくないと感じることはない	34.3	学校に行きたくないと感じることはない	29.4

出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

## (7) 日本語指導が必要な子どもの増加

令和5（2023）年度の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は2,576人で、増加傾向です。そのうち小学生が1,593人で、過半数を占めています。

### ▼日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（三重県）

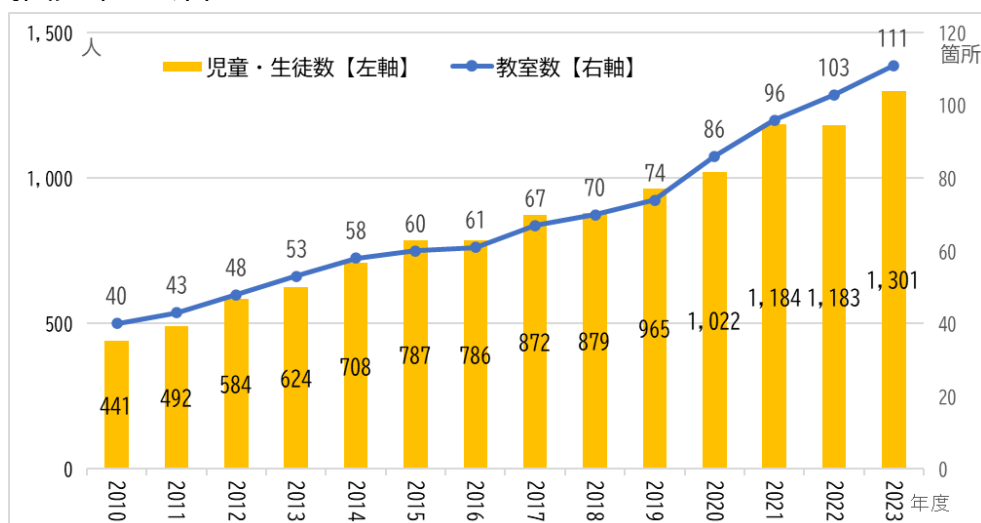


出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

## (8) 通級による指導を受けている子どもの増加

令和5（2023）年度の公立小中学校における通級による指導を受けている児童生徒数は1,301人、設置教室数は111となり、いずれも増加傾向です。

### ▼公立小中学校における通級による指導を受けている児童生徒数と設置教室数の推移（三重県）



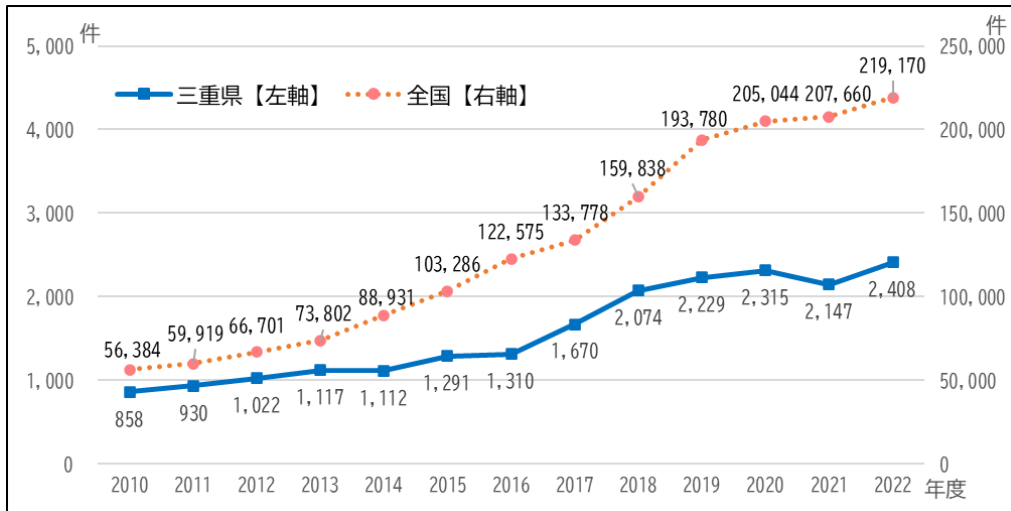
出典：三重県教育委員会調べ

## 第2節 子どもの権利侵害、困難を抱える子どもの増加

### (1) 児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4（2022）年度に2,408件で過去最多となり、令和5（2023）年度も2,162件（速報値）と高止まりの状況が続いています。

#### ▼児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

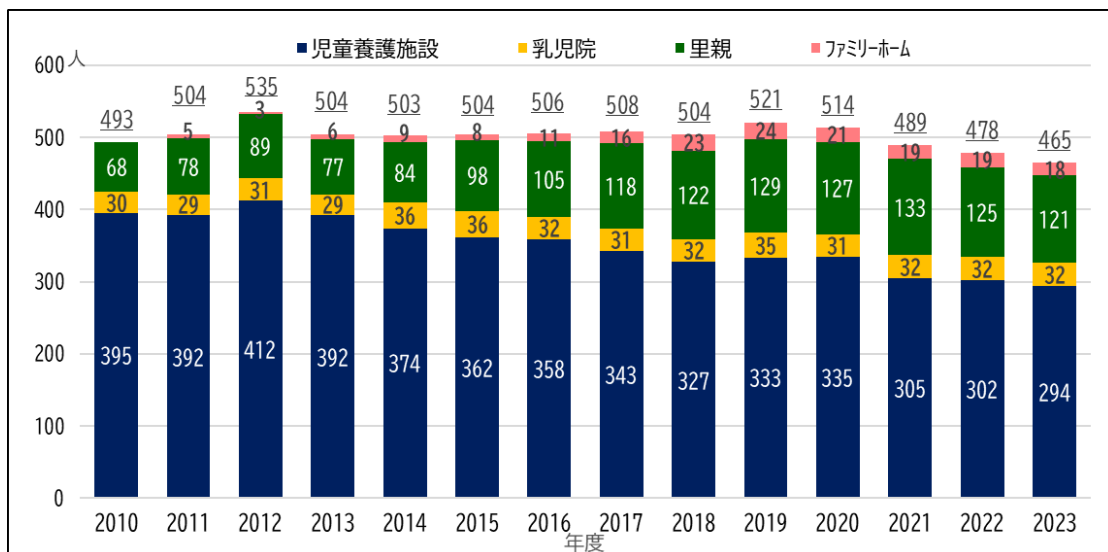


出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

### (2) 社会的養護

社会的養護を受けている要保護児童数は、平成23（2011）年度以降500人台で推移していましたが、令和3（2021）年度以降は500人を下回っています。

#### ▼社会的養護を受けている要保護児童数の推移（三重県）



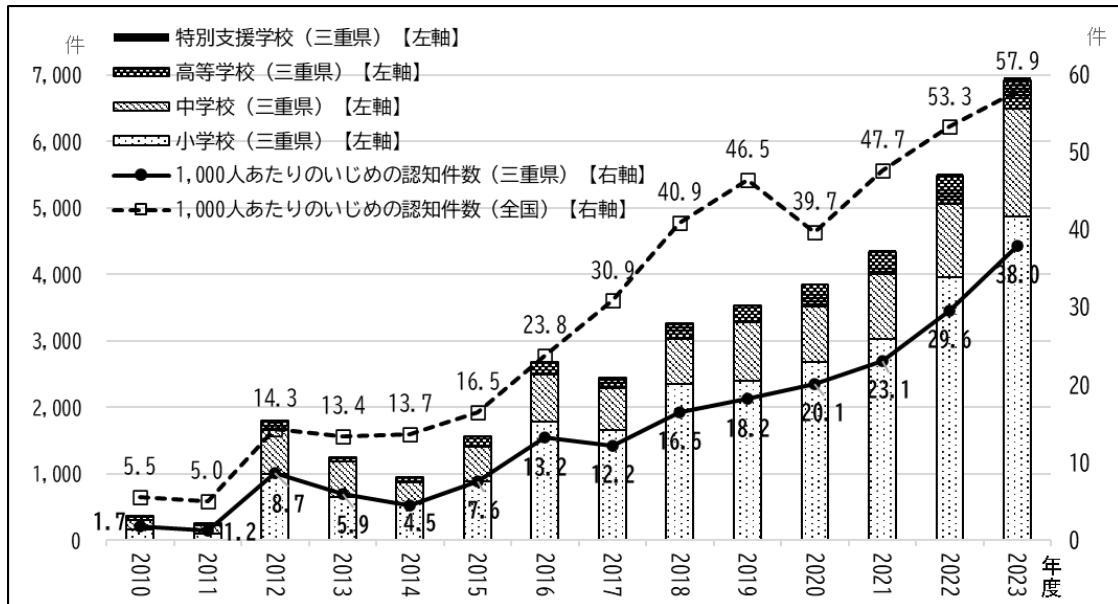
出典：三重県子ども・福祉部調べ



### (3) いじめ

令和5（2023）年度のいじめの認知件数は小学校が4,862件、中学校が1,622件、高等学校が436件、特別支援学校が51件となり、いずれも前年度より増加して過去最多となっています。また、1,000人あたりの認知件数は38.0件で、増加が続いています。全国と比較すると、19.9件少なくなっています。

#### ▼いじめの認知件数の推移

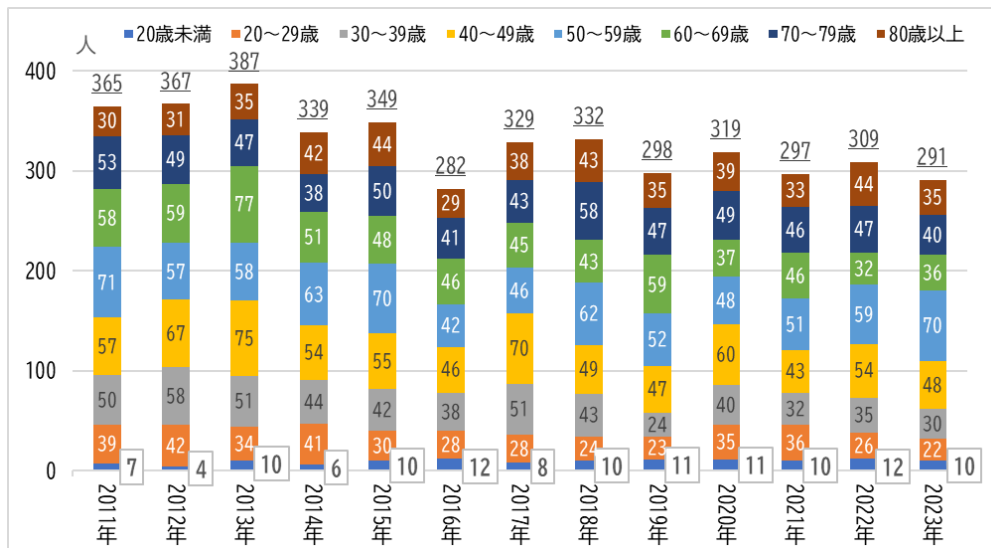


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

### (4) 自殺

少子化の進行により子どもの数が減少する中、20歳未満の自殺者数は平成25（2013）年以降、10人前後で推移しています。

#### ▼年齢別自殺者数の推移（三重県）

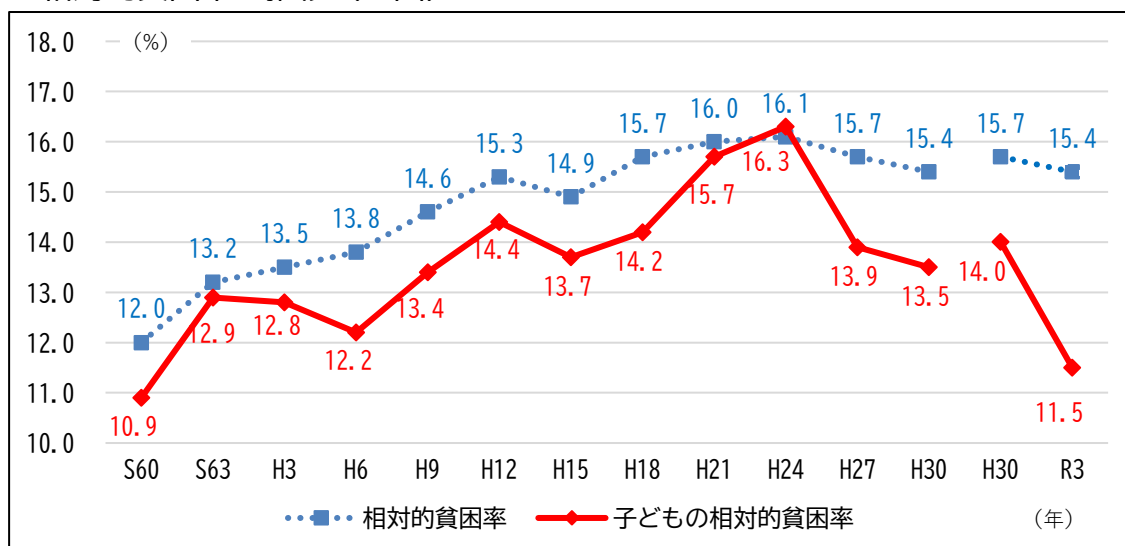


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (5) 子どもの貧困

令和4(2022)年の国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、令和3(2021)年の我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査の平成30(2018)年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分(貧困線)に満たない状況にあります。

### ▼相対的貧困率の推移(全国)



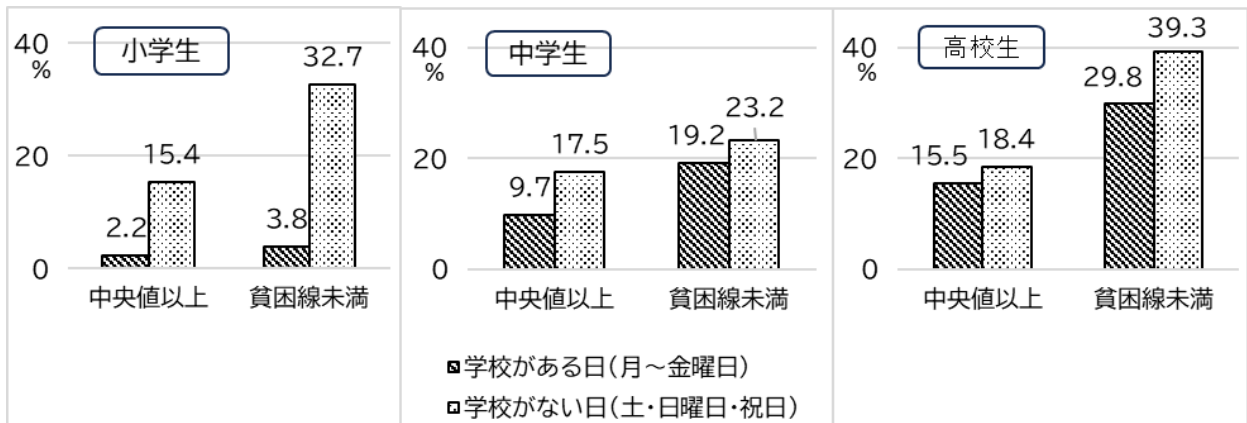
出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

「国民生活基礎調査」における<相対的貧困率>と<子どもの相対的貧困率>  
<相対的貧困率>一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合  
※貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額  
<子どもの相対的貧困率>17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合  
※「新基準」は、平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いて算出。

## (6) 貧困が子どもたちの学習、進学に与える影響

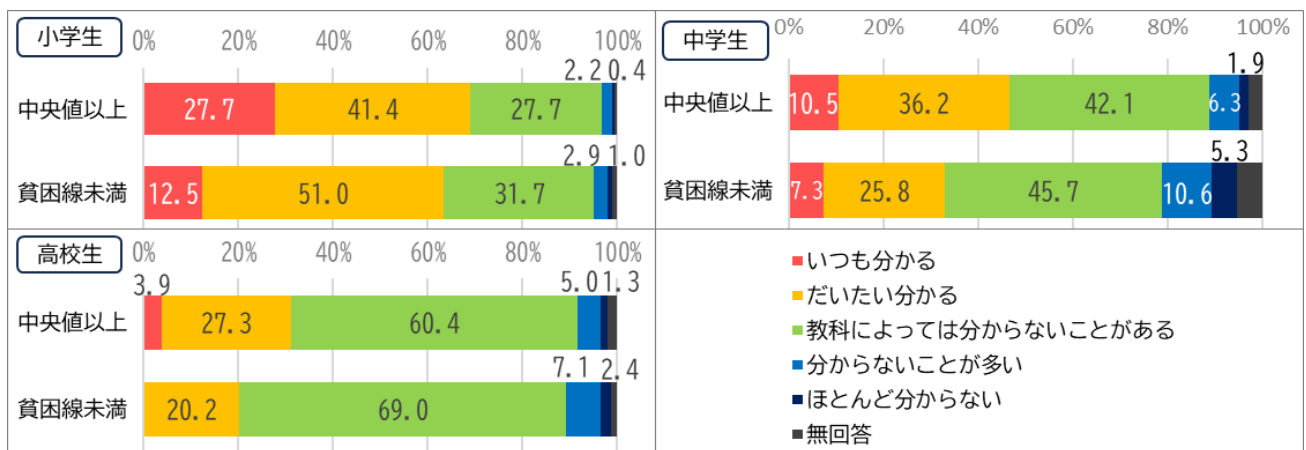
等価世帯収入の水準が低い世帯の子どもは、1日あたりの勉強時間が少なく、学校の授業が分かる割合も低くなっています。また、将来の進学希望について、「大学またはそれ以上」を希望する割合が、子ども、保護者ともに低くなっています。

▼学校の授業以外の1日当たりの勉強時間について「まったくしない」と答えた割合（三重県）（R5年度）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

▼学校の授業が分からないことがあるか（三重県）（R5年度）

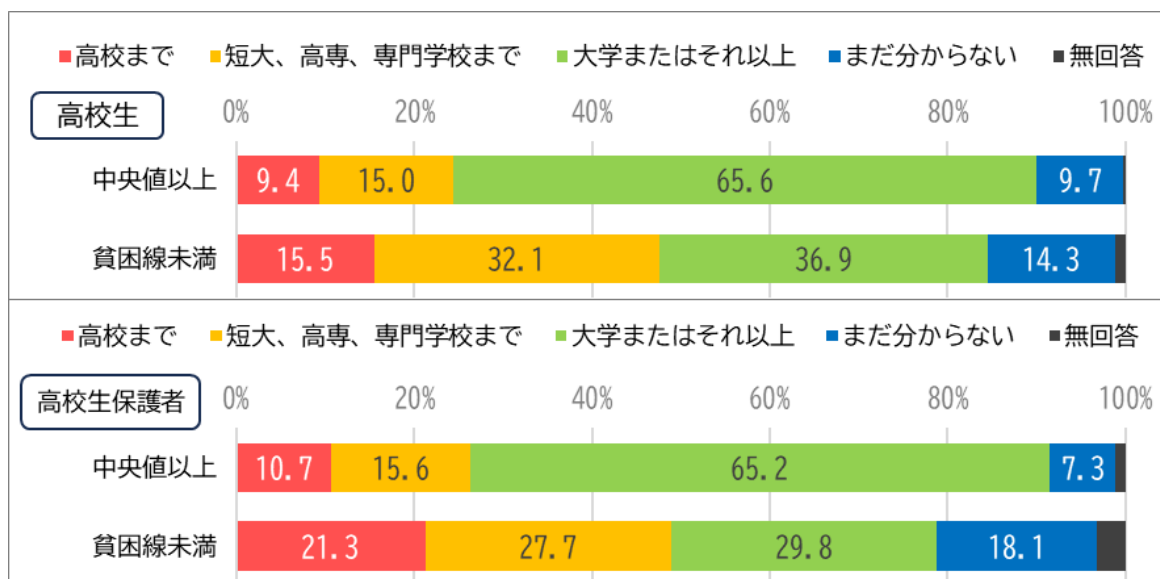


出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

<「みえの子ども白書 2024」における等価世帯収入による分類>

- ・ 年間収入に関する回答の各選択肢の階級値（階級の真ん中の値）をその世帯の収入の値とする。（例えば、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。）
- ・ 上記の値を、同居家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つの層に分類している。

▼将来、どの段階まで進学したいか（三重県）（R5年度）



出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

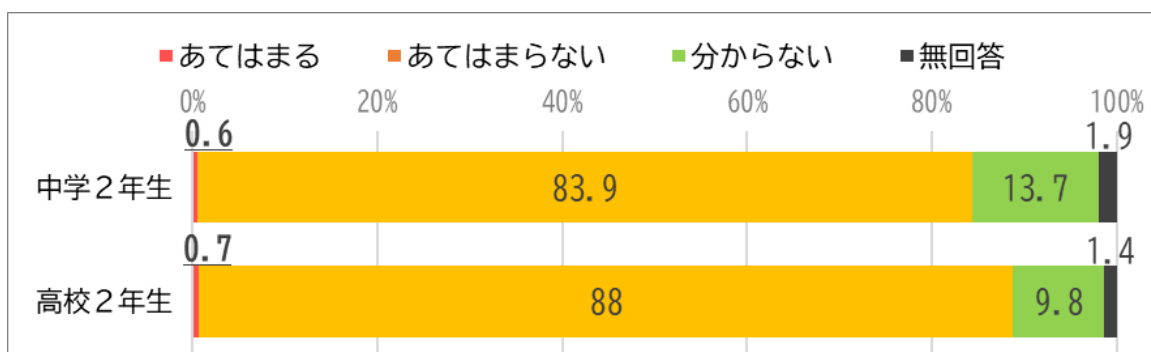
(7) ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをヤングケアラーと言います。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

自身をヤングケアラーにあてはまると思う割合は、中学生、高校生ともに1%未満となっています。

なお、令和2（2020）年に全国の中学生、高校生を対象に行われた調査によると、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と答えた中学生は1.8%、全日制高校生は2.3%、定時制高校生は4.6%となっています。

▼自身がヤングケアラーにあてはまると思うか（三重県）（R5年度）

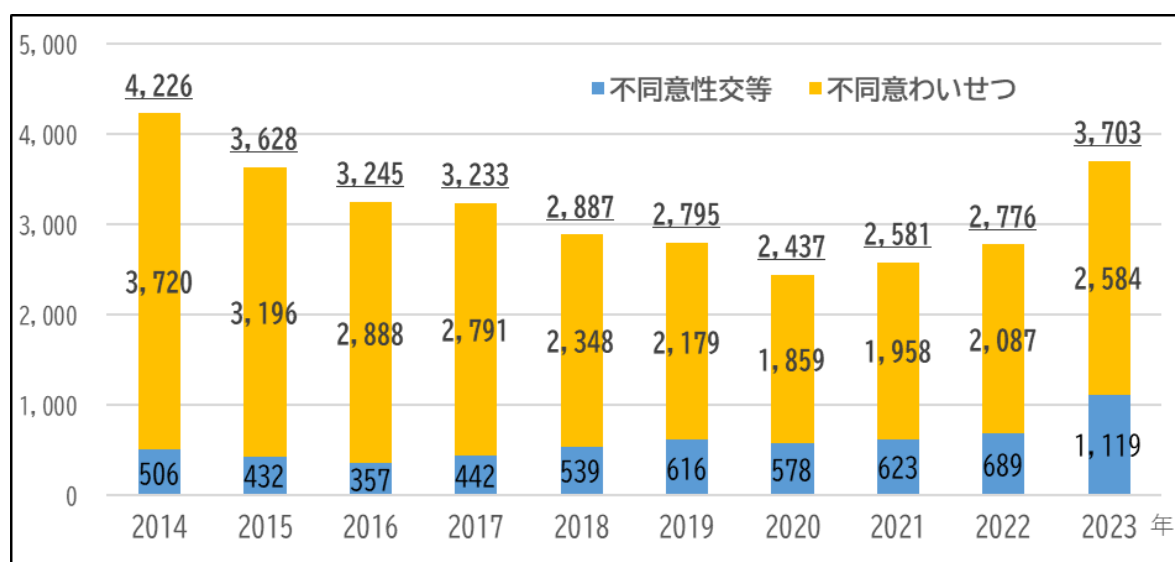


出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

## (8) 子どもが被害者となる性犯罪

少年（20 歳未満）が主たる被害者となる性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数は減少傾向でしたが、令和 3（2021）年から増加に転じ、令和 5（2023）年は 3,703 件となっています。

### ▼少年が主たる被害者となる性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数の推移（全国）



出典：警察庁「令和 5 年における少年非行及び子供の性被害の状況」等

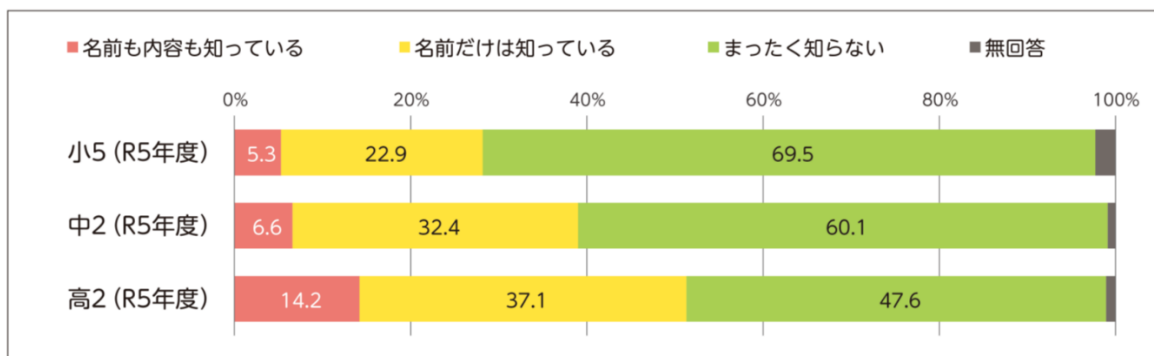
※令和 5 年 7 月に刑法の一部が改正され、罪名が「強制性交等、強制わいせつ」から「不同意性交等、不同意わいせつ」に変わるとともに、構成要件が改められています。

### 第3節 子どもの権利に関する理解

#### (1) 子ども

子どもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、内容を知っている子どもの割合は小中学生で6%前後、高校生でも約14%と低い状況です。

#### ▼子どもの4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）について知っていますか（三重県）

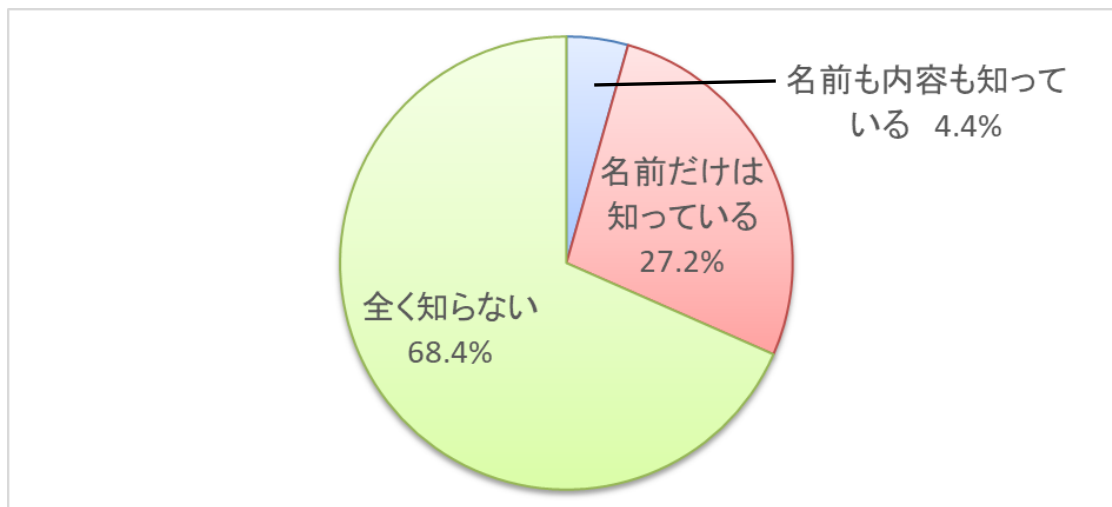


出典：三重県「みえの子ども白書 2024」

#### (2) 大人

「子ども条例」について、内容を知っている大人の割合は4.4%と極めて低い状況です。

#### ▼「三重県子ども条例」のことを知っていますか（三重県）（R6年度）



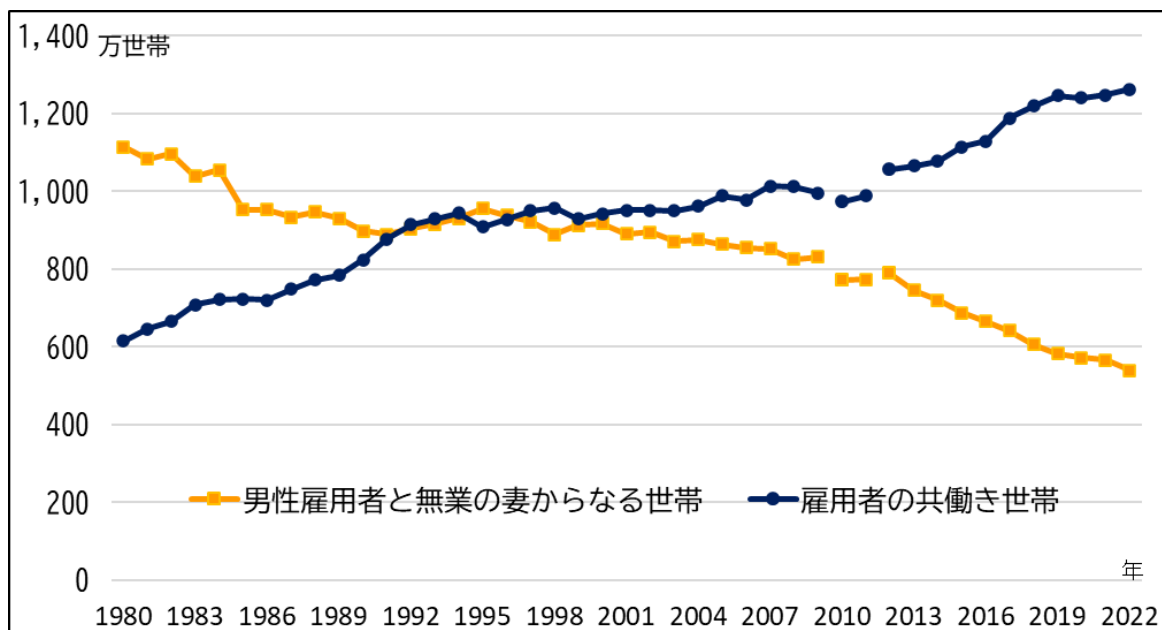
出典：令和6年度三重県 e-モニターアンケート

## 第4節 子育て家庭の現状

### (1) 共働き世帯の増加

全国の共働き世帯数は、「雇用者の共働き世帯」が増加し、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」は減少しています。子どものいる世帯においても、夫婦ともに仕事をしながら子育てをすることが一般的になっている状況が窺え、両立を支援する取組が必要です。

#### ▼共働き等世帯数の推移（全国）



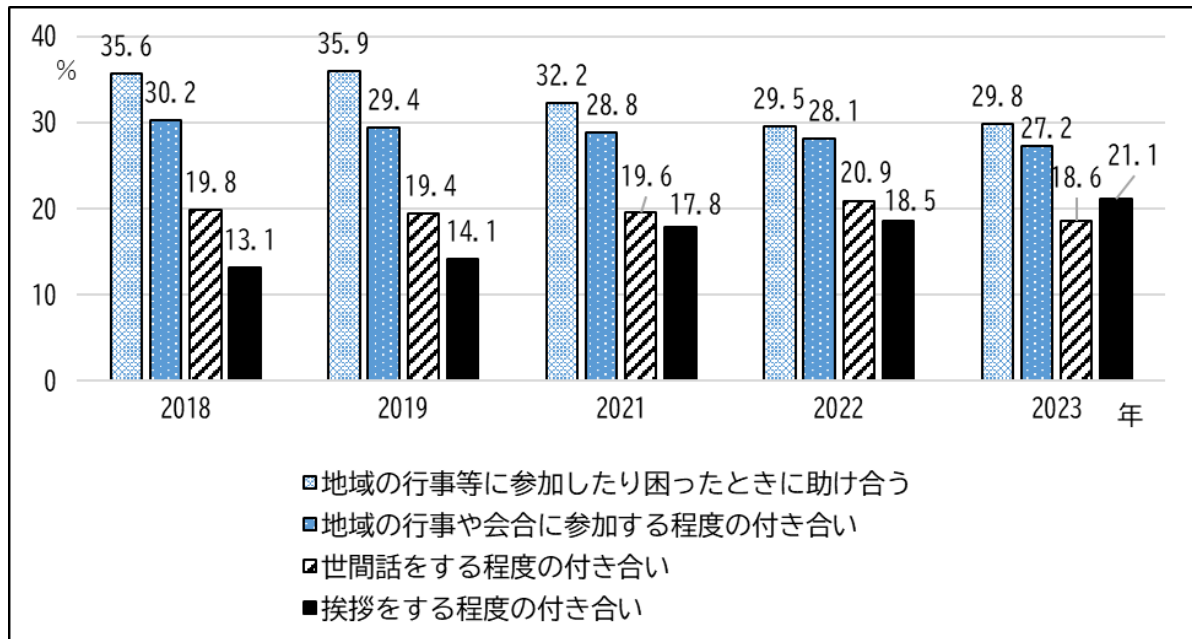
出典：厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

### (2) 地域における人と人とのつながりの希薄化

地域における望ましい付き合いの程度について、「地域の行事等に参加したり困ったときに助け合う」と回答する人が減少し、「挨拶をする程度の付き合い」と回答する人が増加しています。地域における支え合いや、人と人とのつながりを求める人が少なくなっていることで、子育て世帯の孤立化が進んでいることが懸念されます。

▼望ましい地域での付き合いの程度（全国）

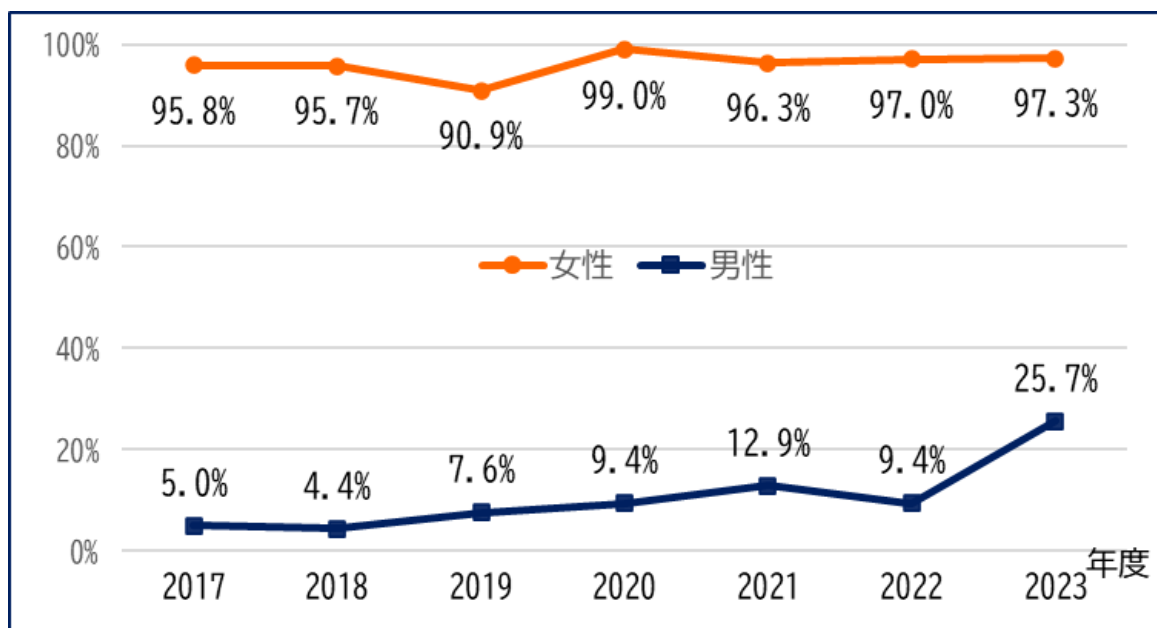


出典：内閣府「社会意識に関する世論調査」

（3）男性の育児参画の状況

男性の育児休業の取得状況については、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけて大きく上昇したものの、女性の取得率に比べると依然として低い状況です。

▼育児休業の取得率の推移（三重県）



出典：三重県雇用経済部「三重県内事業所労働条件等実態調査」



## 第3章 計画のめざす姿等

### 第1節 国の子ども・子育て施策に関する動き

令和5（2023）年4月1日に「こども基本法」が施行されるとともに、令和5（2023）年12月22日に政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」は、これまで別々に策定・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねるとともに、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進することとしています。

また、こども基本法第10条第1項では、都道府県は、「こども大綱」を勘案して、「都道府県こども計画」を定めることが努力義務とされています。

### 第2節 三重県の子ども・子育て施策に関する動き

#### （1）子ども条例の制定、改正

三重県では平成20（2008）年4月にこども局を設置し、以前から取り組んできた「子育て支援」に加え、子ども自身の力を伸ばし健やかな育ちを支える「子育て支援」を基本的な視点に加え、子ども施策を総合的に推進してきました。

この「子育て支援」の考え方に基づき、子どもたちの力を伸ばそう、支えようという思いを社会全体で共有し、子育てを支援する地域社会に向かうため、平成23（2011）年4月に子ども条例を施行しました。

子ども条例の施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめの増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

令和5（2023）年度に実施した「子どもの生活に関する意識、実態調査（みえの子ども白書2024）」では、子どもの意見を大人が聴いてくれるかどうか、子どもがほっとする場所の有無、幼少期の体験機会が自己肯定感と関係していること、世帯の収入状況で子どもの勉強時間や将来の進学希望に差があること、共働き世帯が増加する中で地域のつながりが希薄化し、保護者の孤立感が増加していることなどが明らかになっています。

このため、次の4つの視点に基づき、条例改正を行ったところ（令和7（2025）年4月1日施行）。

### 【改正の視点】

- ①子どもの権利を保障することを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供した上で、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添った様々な支援を実施する

## (2) 子ども・子育て施策に係る計画の策定

三重県では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、令和2（2020）年3月に「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（令和2年度～令和6年度）を策定し、ライフステージに応じた取組を行ってきました。

国において、こども基本法の施行、こども大綱の策定、こども大綱を勘案した「都道府県こども計画」策定の努力義務化が行われ、三重県においても、子どもの権利を正面から捉えた子ども条例の改正を行ったことをふまえ、「子どもスマイルプラン」に代わる新たな子ども・子育て施策に係る計画として、本計画を策定することとしました。

改正子ども条例では、第1条（目的）として、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進めることを規定しています。また、第3条（基本理念）には、児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利の基本となる4つの原則を盛り込み、これを基本理念として各主体が取組を進めることを規定しています。そして、上記の改正の視点に対応する形で、条例の目的を達成するために実施する県の基本的施策を規定しています。

このため、本計画の策定にあたっては、子ども条例で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視しています。また、こども大綱を勘案し、子ども条例の対象には含まれない「若者支援」や「少子化対策」に関する取組を加えています。

### 子ども条例

#### （基本理念）

第三条 全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障することを基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべき者であり、いかなる理由による差別も受けることがない。
- 二 子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる。
- 三 子どもは、自分の意見を表明することができるとともに、多様な社会的活動に参画することができる。
- 四 子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。

### 第3節 めざす姿

全ての子どもが豊かに育ち、  
将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重

本計画では、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざす姿とし、取組を進めていきます。

- ・「全ての子どもが豊かに育ち」とは、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況を表しています。
- ・「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」とは、子どもから若者へ、そして自立した大人に成長する過程で、人格形成の基礎を築き、自由で多様な選択により自分の可能性を広げることができ、将来に見通しを持ちながら自分らしく社会生活を送ることができている状況を表しています。

## 第4節 計画推進の原則

めざす姿の実現に向けて、様々な分野において施策を展開するにあたり、その取組の基礎となる考え方や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

### (1) 子どもの最善の利益を考慮する

- ・子どもを権利の主体としてとらえ、その権利を保障し、最善の利益を考慮します。

### (2) 子どもの意見を聴き、対話しながらともに進める

- ・子どもには、自分の意見を表明する権利があります。子どもが、安全に安心して意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら意見形成を支援し、その意見を尊重して施策を進めていきます。

### (3) ライフステージに応じて切れ目なく支援し、全ての子どもの健やかな成長を支える

- ・子どもは、乳幼児期から学童期、思春期における様々な学びや体験を通じて育ち、若者として社会生活を送るようになり、自立した社会生活を送る大人へと成長します。こうした成長の過程は、その置かれた環境に依存して人により様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。それぞれの子ども・若者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行い、健やかな成長を支えます。

### (4) 子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援する

- ・子どもの権利を保障し、子どもの豊かな育ちを支える上で、保護者は重要な役割を果たしています。仕事との両立や経済的な負担などにより、保護者が過度な不安や負担を感じることなく、子どもと向き合うゆとりを持ちながら子育てできるよう支援します。
- ・子ども条例では、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとし、県は、これらの連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとしています。

### (5) 多様な価値観、考え方を尊重することを大前提として取り組む

- ・結婚や妊娠、出産を含めた生き方については、個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族のあり方も多様化しています。様々な考え方や価値観を尊重することを大前提として、取組を進めます。

## 第5節 施策体系

### (1) 重点的な取組

めざす姿の実現に向けて、次のとおり6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めます。

基本的施策【子ども条例の条項】	重点的な取組
(1) 子どもの安全・安心の確保【第11条】	1 子どもの権利侵害への対応
	2 子どもを取り巻くリスクへの対応
(2) 子どもの権利について学ぶ機会の提供【第12条】	3 子どもの権利に対する理解の向上
(3) 子どもの育ちへの支援【第13条】	4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実
	5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援
	6 社会的養育の推進
	7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援
(4) 子どもの意見表明及び社会参画の促進【第14条】	8 子どもの意見表明及び社会参画の促進
(5) 子育て家庭への支援【第15条】	9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援
	10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進
(6) 若者支援	11 若者への支援

※基本的施策(1)～(5)は、子ども条例で規定している「基本的施策」に対応しています。

※基本的施策(6)は、めざす姿の「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」に対応しており、子どもから自立した大人に成長する過程である青年期において、固有の課題に対して支援を行うものです。

### (子どもの安全・安心の確保)

第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

- 2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

### (子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

### (子どもの育ちへの支援)

第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
  - 二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
  - 三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
  - 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援
- 2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その成長が保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

### (子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

- 2 県は、前項の規定により、子どもが意見を表明するに当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明することができるよう努めるものとする。
- 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

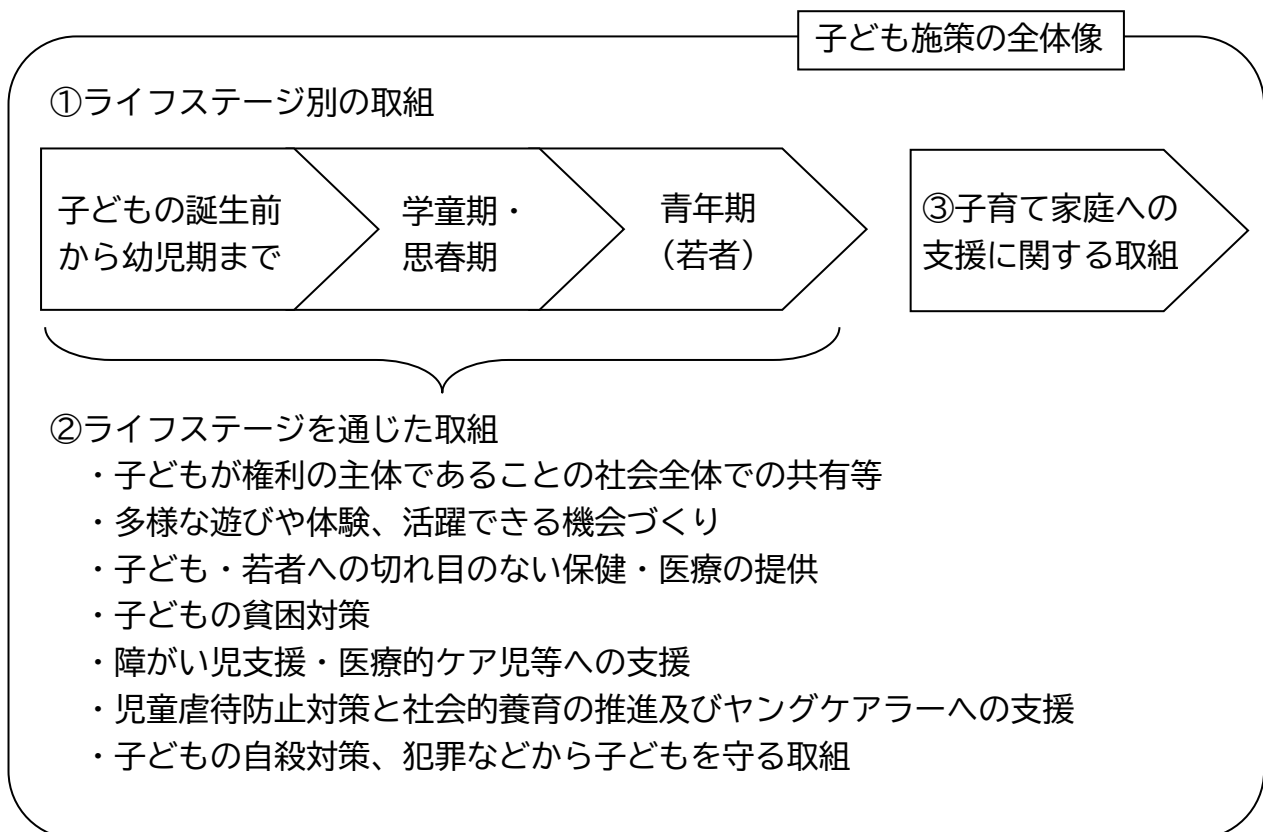
### (子育て家庭への支援)

第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

## (2) 子ども施策全般に係る取組

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、次のとおり「ライフステージ別の取組」、「ライフステージを通じた取組」、「子育て家庭への支援に関する取組」の3つの視点で整理し、子ども施策の全体像を示しています。

なお、本計画の重点的な取組に含まれていない各取組の進行管理については、個別計画で行います。



## 第6節 計画目標

取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、以下のような目標等を設定します。

### (1) 総合目標

計画のめざす姿である「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」について、達成度合いを測るものとして「総合目標」を設定します。

項目	現状値 (R6年度)	目標値 (R6年度)	項目の説明
「生活に満足している」と思う子どもの割合	67.6%	70.0%	「最近の生活満足度」を0～10点で回答してもらい、7点以上と回答した子どもの割合
「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合	85.8%	90.0%	自分の将来について、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した子どもの割合
「子ども施策について自分の意見を聴かれている」と思う子どもの割合	39.4%	70.0%	県が行う子どものための取組について、自分の意見が聴かれていると思うかとの問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した子どもの割合
「自分が好きだ」と思う子どもの割合	81.7%	85.0%	自分が好きかとの問いに「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した子どもの割合

※現状値は、令和6年度キッズ・モニターアンケート結果による

### (2) 重点目標

「重点的な取組」の進行管理を行うための「重点目標」を設定します。

(例)「重点的な取組2 子どもを取り巻くリスクへの対応」の重点目標

項目	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
青少年等インターネット安全利用促進出前講座の受講者数（累計）	2,688人 (R5年度)	23,688人



### (3) モニタリング指標

目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

## 第4章 重点的な取組

### 重点的な取組1 子どもの権利侵害への対応

#### <5年後のめざす姿>

子どもの権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応ができる体制づくりが進むとともに、子どもが相談しやすい環境や権利救済の仕組みが整備されています。

#### <現状と課題>

##### (児童虐待対策)

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県においても平成30(2018)年度以降2,000件を超える高い水準で推移し、令和5(2023)年度は2,162件(速報値)となっています。

令和4(2022)年の児童福祉法改正では、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等が義務化されるとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、「こども家庭センター<sup>3</sup>」の設置が努力義務化されました。

今後は、令和5(2023)年に本県で発生した児童の死亡事案に鑑み、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言を受け、課題とされた「体制づくり」、「関係機関との連携」、「人材育成(研修)」を柱として、再発防止に取り組んでいく必要があります。

##### (いじめ対策)

令和5(2023)年度のいじめの認知件数は小学校が4,862件、中学校が1,622件、高等学校が436件、特別支援学校が51件となり、いずれも前年度より増加して過去最多となっています。また、1,000人あたりの認知件数は38.0件で、6年連続で増加しています。全国と比較すると、19.9件少なくなっています。

いじめの問題は多様化・複雑化し、子どもの中には、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込んでいる者もいます。学校はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材を積極的に活用して、子どもが安心して相談できる体制を整える必要があります。

また、令和5(2023)年度に認知したいじめのうち、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」は、小学校が108件、中学校が138件、高等学校が52件、特別支援学校が12件となり、前年度と比較すると、中学校と高等学校で減少しましたが、小学校と特別支援学校は増加しています。

パソコンやタブレット、スマートフォン等の活用が広がるとともに、インターネットに関わる様々なトラブルも増加している中、インターネット上のいじめやトラ

<sup>3</sup> 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。

ブルから子どもを守るため、被害を未然に防止するための取組が必要です。

### **(自殺対策)**

子どもを取り巻く状況を見ると、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、友人関係をはじめとした様々な人間関係に変化が生じました。そのような中で、令和4（2022）年には、全国の小中高生の自殺者数が514人と過去最多となりました。

子どもは、抱えた問題の解決策を見出せずに困っていても、地域の相談機関を知らなかったり、自発的に周囲の人に相談できなかったりする可能性があります。より相談しやすいようSNS等のコミュニケーション手段を活用した相談体制の充実が求められます。

困った時には周囲に相談する、互いに支え合うという教育や啓発が重要であり、悩みや課題を一人で抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりが必要です。

### **(体罰・不適切な言動の根絶)**

体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものです。

公立小中学校・義務教育学校、県立学校における令和5（2023）年度に発生した体罰の件数は4件で前年度よりも1件減少したものの、依然として体罰の根絶には至っていない状況にあります。

また、児童生徒に対する暴言や精神的に追い詰めるような指導などの不適切な言動も決して許されないものであることから、令和6（2024）年7月に「懲戒処分の指針」を一部改正し、不適切な言動に係る標準例を明記しました。

県教育委員会と市町等教育委員会、学校が連携し、体罰及び不適切な言動の根絶に向けた取組を推進していく必要があります。

### **(不適切保育の防止)**

県内の多くの保育所等で子どもの健やかな成長を支援する保育が実施されている一方、一部の保育所等で保育士による不適切保育事案が発生しています。

子どもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、不適切保育はあってはならず、保育士等の資質向上や不適切保育が発生しない職場環境づくりを推進することで、不適切保育の発生を防止する必要があります。

### **(子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組みの整備)**

児童虐待やいじめなど、子どもの権利侵害が数多く発生している中、改正前の子ども条例では、広く子どもの権利侵害に対応する県の施策や救済措置について規定されておらず、第三者機関の設置など権利救済の仕組みが整備されていません。

改正子ども条例において、子どもの権利が侵害された場合に救済を図るための体

制の整備等の必要な措置を講ずることを規定したことをふまえ、権利救済の仕組みについて速やかに検討を進める必要があります。

## <主な取組>

### (児童虐待対策)

#### 【子ども・福祉部】

- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(厚生労働省)に基づく専門職の人員確保などに対応します。
- ・児童相談所職員の人材育成や専門性強化のため、令和6(2024)年度に策定した「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、体系的な研修を実施します。
- ・児童福祉法の改正による一時保護に係る司法審査制度の導入に対応するため、法的対応指導員(弁護士)を増員し、各児童相談所職員への法的な助言等を行います。
- ・「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令)に基づき制定した「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に対応するための体制を整備するとともに、一時保護児童の登校支援や、児童相談所に併設する一時保護所の外部評価等を実施します。
- ・児童相談所一時保護施設や児童養護施設等に子どもの権利擁護や意見表明等を支援するアドボケイト<sup>4</sup>を派遣し、子どもが意見表明できる機会を確保します。また、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、制度の正しい理解に向けた児童相談所や児童養護施設等職員への研修等を含め、子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めます。
- ・市町要保護児童対策地域協議会<sup>5</sup>に対し、情報共有体制等について、確認、助言等を行う市町支援コーディネーターを配置し、市町における連携体制の強化を図ります。
- ・市町と継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修を実施します。
- ・「こども家庭センター<sup>6</sup>」の各市町の実情をふまえた設置促進及び体制強化のため、体制構築やマネジメント力の向上につながる研修や個別協議を拡充し、市町の対応力の強化に向けた支援を行います。
- ・親子関係の再構築に取り組むため、保護者支援プログラムを活用し、児童相談所や市町、施設等の職員の人材育成に向けた研修等を拡充するとともに、保護者支援に取り組み、児童虐待の未然防止・再発防止を図ります。

<sup>4</sup> 権利表明が困難な子どもや寝たきりの高齢者、障がい者など、人が持つ権利を様々な理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護する人。

<sup>5</sup> 保護・支援の必要な児童の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関。

<sup>6</sup> 脚注3(P.29)と同じ。

## (いじめ対策)

### 【教育委員会】

- ・小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につながられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用し、全ての小学校でいじめ予防授業を実施します。
- ・いじめ対応情報管理システム<sup>7</sup>を活用し、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。
- ・児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を公立中学校と県立学校に配置します。
- ・保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行います。また、県立学校にいじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを派遣します。
- ・スクールカウンセラーを各学校及び教育支援センター<sup>8</sup>に配置し、いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応します。
- ・スクールソーシャルワーカーによる支援の充実を図り、各学校及び教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は警察へ通報するなど、連携して対応します。
- ・いじめや人権侵害、不適切画像投稿等のインターネットトラブルから子どもを守るため、ネットパトロールを実施します。
- ・いじめの加害児童生徒へは、被害児童生徒の心身の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、いじめの背景にも目を向け、加害児童生徒が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。

## (自殺対策)

### 【医療保健部】

- ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、こころの健康問題に対する正しい知識の普及や支援者のスキルアップ等に取り組みます。
- ・児童生徒の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣します。
- ・令和3（2021）年度から開始したSNS相談については、相談件数が増えているため、回線を増やして対応しているところであり、子どもが相談につながるよう、SNS上の広告においても周知を図ります。

<sup>7</sup> 学校が認知したいじめに係る情報を、インターネットクラウドを活用し、学校と市町教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有することで、いじめの問題に迅速に対応することができるシステム。

<sup>8</sup> 不登校児童生徒等の社会的自立をめざし、在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を行う機関。

### 【教育委員会】

- ・子どもが身近な大人にSOSを出す力を身につけることや、教職員や保護者が子どもの些細なサインに気づき、受けとめ、支援できる力を身につけることができるよう、県教育委員会が作成した動画教材を活用し、学校での自殺予防の取組を推進します。
- ・児童生徒の自殺が疑われる事案が発生した際には、速やかにスクールカウンセラーを学校に派遣して、児童生徒や保護者、教職員に対し、心のケアや助言を行います。

### (体罰・不適切な言動の根絶)

#### 【教育委員会】

- ・教職員による体罰等の早期発見・早期対応のため、「体罰に関する電話相談」窓口において、相談を受け付けます。
- ・児童生徒を対象にしたアンケート調査の定期的な実施などにより、教職員による体罰及び不適切な言動に関する実態を把握するとともに、回答内容をふまえ、迅速かつ適切に対応します。
- ・体罰及び不適切な言動に係る研修動画を活用したコンプライアンス研修を実施するなど、教職員一人ひとりが体罰等の定義、体罰等が児童生徒に与える影響について改めて考え直す機会を設けます。
- ・「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を改定し、研修題材となるよう、実際に起こった事例を基に、体罰及び不適切な言動に関する事例シートを作成します。

### (不適切保育の防止)

#### 【子ども・福祉部】

- ・不適切保育の発生を防止するため、保育士等を対象とした人権保育研修やグループワークを組み合わせた研修を実施することで、保育士等の資質向上を図ります。
- ・保育所等において質の高い教育・保育が提供されるよう、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣し、専門的な見地から保育士等に対して相談支援を行うことで、不適切保育が発生しない職場づくりを推進します。
- ・保育士の業務負担の軽減を図るため、保育補助者の雇上げ等を行う保育所への補助や、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所等への支援を行います。
- ・待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて、保育士を加配して低年齢児の受入れを行う私立保育所等に補助を行います。
- ・地域の子育て支援を担う人材の育成と専門性を高めるため、子育て支援員研修、保育士の資質向上、放課後児童支援員の資格認定や資質向上研修等を実施します。

### (子どもからの相談への対応)

#### 【子ども・福祉部】

- ・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」を運営し、様々な悩みや不安を抱えた子どもの声を傾聴し子ども自身が解決に向かうよう支えます。虐待やいじめについては、子どもに情報提供しながら、子ども自身がどうしたいのかという気持ちを受けとめ、必要に応じ児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。

### (子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組みの整備)

#### 【子ども・福祉部】

- ・子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を優先して考慮し、救済を図ることができる体制について、有識者会議を設置し、こども家庭庁における国内外の相談救済機関の事例に関する調査結果をふまえながら、検討を行った上で整備します。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
こども家庭センター <sup>9</sup> の設置市町数	15 市町	29 市町	こども家庭センターを設置する市町数
いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもの割合	小学生 95.9% (R5 年度)	100%	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生及び県立高校生の割合
	中学生 97.7% (R5 年度)		
	高校生 92.3% (R5 年度)		

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
体罰の発生件数	4 件 (R5 年度)	公立小中学校・義務教育学校、県立学校において発生した体罰の件数
子ども専用相談窓口「こどもほっとダイヤル」の相談件数	922 件※ (R5 年度)	「こどもほっとダイヤル」への電話相談、SNS相談の年度別受信件数
保護者支援プログラムを提供した保護者数と再発率（再分離率）	R7 年度から 調査予定	保護者支援プログラムを提供した保護者のうち、再度子どもと分離（一時保護、施設入所等）した割合

※「こどもほっとダイヤル」におけるSNS相談は令和7年8月から実施予定のため、現状値（令和5年度）は、電話相談のみの件数を記載しています。

<sup>9</sup> 脚注3(P.29)と同じ。



## 重点的な取組2 子どもを取り巻くリスクへの対応

### <5年後のめざす姿>

学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働のもと、子どもをリスクから守る取組が進んでいます。

また、子ども自身が身近に起こりうる問題として捉え、自ら危険を予測し回避する力を身につける機会が充実しています。

### <現状と課題>

#### (インターネットに関わるリスクへの対応)

「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」(こども家庭庁)によると、インターネットを利用している割合については低年齢でも多くの子どもが利用しており、小学校低学年では9割を超えています。また、インターネットを1日3時間以上利用する割合は、小学生で5割程度となっています。

スマートフォンの普及等で子どもが容易にインターネットに接続できるようになり、インターネットの利用を通じたトラブルに巻き込まれる危険性も増加しています。子どもの情報モラルの向上も含めて、インターネットの安全で安心な利用に係る啓発が必要です。

#### (性犯罪・性暴力対策)

国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の策定を受け、県では、年齢に応じた啓発チラシの作成・配布など、子どもの性被害防止のための啓発を進めているところです。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。弱い立場に置かれた子どもの性被害が後を絶たず、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

こうした現状をふまえ、性犯罪・性暴力の根絶をめざし、新たな条例の制定に取り組んでいるところであり、制定後は、新条例の周知・啓発を行い、被害者等支援及び被害防止に対する県民の理解促進や、性暴力の根絶に向けた気運醸成を図る必要があります。

#### (通学路等の安全確保)

通学路等で、自転車乗車中をはじめとする子どもに関わる交通事故や、不審者による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶たない状況が続いています。子どもが将来にわたって事故や事件の当事者とならないよう、地域社会全体で子どもを守る取組を進めるとともに、子どもが自ら危険を予測し、回避する力を身につけるための安全教育を充実させる必要があります。

## (防災対策)

南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を効果的に推進するとともに、学校と家庭・地域が協働して、災害時に子どもが発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成する必要があります。

### <主な取組>

#### (インターネットに関わるリスクへの対応)

##### 【子ども・福祉部】

- ・自撮り被害防止やフィルタリングサービスの利用、インターネット機器の使用に関するルールづくり等について、出前講座の開催やみえの親スマイルワーク<sup>10</sup>の活用による県民への啓発を進めます。

##### 【教育委員会】

- ・教育活動全体で、子どもの発達段階に応じて、インターネットにおけるコミュニケーションのトラブルやSNSの安全で安心な利用についての学習を進めます。
- ・文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座の周知を行い、各学校における情報モラル教育を推進します。また、子どもと話し合っ、インターネットやスマートフォン等の利用目的や利用場所、時間帯等の家庭におけるルールづくりをすることについて、保護者への啓発を進めます。

##### 【警察】

- ・児童生徒を対象として、インターネットの危険性や適切な利用方法を理解してもらうため、インターネット利用に起因する犯罪被害やその未然防止対策を内容としたネットトラブル防止教室を行います。
- ・保護者を対象として、最新の被害情勢や青少年有害情報フィルタリングサービスの利用促進などを啓発する教室を行います。
- ・主に中高生を対象とするターゲティング広告<sup>11</sup>等を活用し、SNSに起因する犯罪の危険性、被害の実態を周知し、被害防止対策を行います。
- ・児童生徒及び保護者を対象として、SNS等を通じた犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」)による犯罪への加担や性被害等を防止する啓発資料を作成し、教育委員会等と連携し、県内の学校(小学校・中学校・高等学校)に対し周知します。

## (性犯罪・性暴力対策)

### 【環境生活部】

- ・小学生向けにプライベートゾーンの知識普及、中学生向けに相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」とその支援内容の周知、高校生向けにSNS利用時の性被害防止とAV出演被害防止救済法の周知啓発といった、年齢

<sup>10</sup> ワークショップ形式を通し、参加者同士が語り合い交流することで、つながりを深め、自身の子育てや自分の役割について、気づき、考えるためのワークシート集。

<sup>11</sup> 特定の属性や行動特性を持つユーザーに対して、最適な広告メッセージを配信するマーケティング手法。

に応じた啓発チラシを作成、配布します。

- ・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害にあった子どもの心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、「よりこ」の認知度向上のための広報啓発を行います。
- ・「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」を令和7（2025）年度に制定するとともに、周知啓発を行い、二次被害の防止など性暴力被害者等支援や性暴力被害防止に関する県民の理解を促進し、性暴力のない三重県の実現に向けた気運の醸成を図るため、イベントの開催などに取り組みます。
- ・三重県の性暴力の実態を把握するとともに、性暴力について県民の共通認識を醸成するため、基本調査を実施します。

#### 【教育委員会】

- ・教職員による児童生徒への性暴力等の早期発見・早期対応のため、「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口において、相談を受け付けます。
- ・学校において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- ・児童生徒を対象にしたアンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、回答内容をふまえて教職員が自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会を設けます。
- ・教職員の児童生徒への性暴力防止に向け、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めるためのオンデマンド教材を作成します。

#### 【警察】

- ・恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯等について、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護を図るとともに、子どもの性的搾取等事犯の取締りの強化を図ります。
- ・性犯罪被害者の精神的被害の回復、軽減に資する適切な対応を行うため、臨床心理士資格を有する職員により、少年育成支援官<sup>12</sup>の専門的な知識・技能の向上を図る研修を行います。
- ・犯罪の被害者または目撃者等の参考人となった子どもへの事情聴取にあたっては、供述の信用性を確保しつつ精神的な負担軽減を図るため、警察、検察庁、児童相談所が連携し、代表者一人が子どもと面接し、被害状況を聴き取る司法面接の取組を推進します。
- ・司法面接を行う警察官の技能向上を図るため、専門的知識を有する大学教授等を

<sup>12</sup> 少年の特性についての専門的な知識と少年の取扱いについての技能を有する、少年の非行防止、犯罪被害防止を図るための活動に従事する警察職員。

招致した研修会を開催するなど、被害者等となった子どもの負担がより一層軽減される取組を推進します。

### (通学路等の安全確保)

#### 【教育委員会】

- ・自転車乗車時のスマートフォン利用などの交通違反が原因となる事故が起きていることから、自転車乗車時のヘルメット着用率の向上に向けたイベントなどをおして、交通法規の遵守や交通マナーに関する高校生の意識を向上させる取組を推進します。
- ・学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップ<sup>13</sup>づくりを実施します。
- ・通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。
- ・県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全及び防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を推進します。

#### 【警察】

- ・子どもが被害者となる犯罪を未然に防止し、子どもが安心して登下校をすることができるよう、警戒・パトロールを実施するほか、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子どもの見守り活動や通学路における危険箇所の点検を行うなど、学校や通学路における子どもの安全確保に係る各種取組を推進します。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして学校に派遣し、子どもの安全確保等に関する助言を行います。
- ・心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育として、幼児には、幼稚園・保育所、保護者等と連携して、紙芝居等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れた交通安全教育を実施します。児童や中学生には、学校やPTA等と連携し、歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を実施します。高校生には、自転車等の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動するための交通安全教育を実施します。

#### 【子ども・福祉部】

- ・図書類取扱店やカラオケボックス等に対し、青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、条例の趣旨の周知を図るとともに、区分陳列の履行や青少年の深夜入場禁止に対する協力を促し、有害な環境をなくすことを推進します。

#### 【県土整備部】

- ・安全・安心な子どもの居場所となる県営都市公園の整備・運営管理に取り組みます。公園及びその周辺地域の状況等に応じ、公園内への防犯カメラの設置を推進

<sup>13</sup> 児童生徒がリストアップした通学路上の危険箇所を、学校安全アドバイザーが現地調査を行い、危険箇所の確認とアドバイスを集約し、スマートフォンやタブレット端末などのデジタルデバイスで扱えるようデータ化した地図。

します。また、公園の再整備等を行う際には、防犯上危険が大きい場所になりがちな便所等をできるだけ見通しのよい場所に配置するなど、犯罪抑止につながることを期待される「人の目」の確保に配慮します。

## **(防災対策)**

### **【教育委員会】【防災対策部】**

- ・子どもが災害時に適切な判断・行動をとることができる知識を身につけるため、防災ノート<sup>14</sup>とデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高め、専門的な知識やスキルを身につけるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣を通じ、防災教育の指導力向上を図ります。
- ・家庭や地域と学校が連携して実施する防災訓練や防災に関する行事、体験型防災学習等への支援に取り組みます。

---

<sup>14</sup> 児童生徒が、地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力の育成を目的に作成されている記入式の防災教育教材。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
青少年等インターネット安全利用促進出前講座の受講者数（累計）	2,688 人 (R5 年度)	23,688 人	青少年等に対するインターネットの安全利用促進出前講座の受講者数
通学路の安全対策が実施された箇所の割合	97.4% (R5 年度)	100%	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校及び教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.9% (R5 年度)	100%	家庭や自主防災組織、自治会等と連携した防災訓練などの取組を実施している公立小中学校及び県立学校の割合

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
SNSに起因する事犯における被害児童数	24 人 (R5 年)	SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害に遭った事犯における被害児童数 (対象犯罪：児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等)

## 重点的な取組3 子どもの権利に対する理解の向上

### <5年後のめざす姿>

子ども条例及び子どもの権利に関し、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会が充実し、子どもが権利の主体であることの理解が広がっています。

### <現状と課題>

子ども条例について、県民の約68%は「全く知らない」と回答しているほか、子どもの権利について、内容を知っている子どもの割合は、小中学生で約6%、高校生でも約14%と低い状況となっています。

そうした中、遊ぶ時間や場所を奪われ、加えてデジタル化の進展により、実体験や対面でのコミュニケーションの機会が十分に得られない子どもや、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえることができず、生きづらさを感じている子どもがいます。

全ての子どもが豊かに育つための土台として、社会全体で子どもが権利の主体であることの意識を高める必要があります。そのために、県は、子ども条例及び子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身に学ぶ機会を提供し、啓発・教育を強化する必要があります。

### <主な取組>

#### 【子ども・福祉部】

- ・子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。
- ・子ども条例の内容や子どもの権利について、地域の団体、教員、保護者等に理解を深めてもらうため、県内各地で学習会・研修会を開催します。

#### 【教育委員会】

- ・子ども一人ひとりが自らの権利を理解し、権利を行使できる力を身につけられるよう、令和7（2025）年3月に発行した「人権教育ガイドライン」に基づき、子どもの権利を尊重することの大切さを教職員研修会の中で周知します。
- ・公開授業等で、子どもに自らの権利を行使できる力を育む実践事例を発信できるよう取り組みます。
- ・教員を対象とした人権教育研修を実施します。また、全ての子どもの権利が尊重されるよう、不登校の子どもや特別な支援が必要な子ども、ヤングケアラーへの支援等に係る研修動画を配信します。
- ・県教育委員会が校種別に発行している人権学習指導資料に「子どもの人権」に関わる学習展開例を掲載し、教職員向けの講座等で資料を活用した学習の進め方等を発信します。また、小中学校及び県立学校では、子どもの発達段階に応じて、

総合的な学習の時間などで、資料を活用した学習を進めます。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
子ども条例の内容について知っている県民の割合	4.4%	50.0%	子ども条例について、「名前も内容も知っている」と答えた県民の割合
子ども条例の内容について知っている子どもの割合	6.3%	50.0%	子ども条例について、「名前も内容も知っている」と答えた子どもの割合
「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行った学校の割合	小学校 98.5% (R5 年度)	100%	総合的な学習の時間や特別活動、教科学習等で「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行っている公立小中学校及び県立学校の割合
	中学校 93.9% (R5 年度)		
	県立学校 83.5% (R5 年度)		

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
「子どもの権利条約」や「子ども条例」等、子どもの人権について理解している教職員の割合	R7 年度から 調査予定	「子どもの権利条約」や「子ども条例」に示されている子どもの人権について理解している公立小中学校及び県立学校の教職員の割合



## 重点的な取組4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

### <5年後のめざす姿>

子どもが自分らしく健やかに育つことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会が増えています。

### <現状と課題>

#### (多様な学び、遊び・体験機会づくり)

人口減少や少子化の進行に伴う地域コミュニティの縮小や地域の子どもの数の減少により、子どもが地域社会で様々な人と関わる機会や多様な価値観に触れる機会、子ども同士で遊ぶ機会が減っています。

また、子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合が減少するとともに、小学生の地域行事への参加経験や地域への関心が減少・低下している状況です。

さらに、デジタル化の進展や自由に遊べる公園など遊び場の減少により、子どもが外に出て遊ぶことや自然と触れ合う機会が減少しています。

こうした子どもを取り巻く環境が変化することで、体験機会や様々な人との関わりを通じて育まれる子どもの自己肯定感や非認知能力への影響が懸念されるため、子どもの豊かな育ちを支える取組を進める必要があります。

幼児期の子どもにとって、屋外での遊びや自然と直接触れ合う体験は、子どもの非認知能力の育成に効果があるとされており、令和5(2023)年9月に、県と一部の市町、保育士養成施設等の関係団体等によるネットワーク「みえ自然保育協議会」が設立され、自然保育の普及に取り組んでいます。

SNSの普及等により、性を取り巻く環境が変化する中、子どもに対し、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の観点から、プレコンセプションケア<sup>15</sup>を含む性や妊娠・出産等に関する正しい知識を広め、望まない妊娠や性感染症の予防、自分の将来を考えるライフプラン教育に取り組む必要があります。

#### (子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)

子どもが安心感を持って過ごすことができる場所や時間、人間関係を含めて広く居場所と捉え、その拡充が求められています。

子どもたちにとって、家庭でも学校でもない第3の居場所として、児童館や放課後児童クラブ、部活動、塾、地域活動等が挙げられるとともに、子ども食堂や学習支援の場等身近な地域で活動する新たな居場所が年々増加しています。

こうした新たな子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や居場所づくりに向けた人材育成支援が必要です。支援にあたっては、居場所運営団体の意見等をふまえながら、人材育成の充実等を図る必要があります。

また、特定のニーズを持つ子どもを対象とした放課後等デイサービスやフリース

<sup>15</sup> 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すもの。

クールなどの学校に代わる居場所、中高生世代を対象とした居場所など子どもの居場所は多様化してきており、居場所に対するニーズも高くなっています。

### （不登校の子どもへの支援）

不登校児童生徒は年々増加しており、学校に対する保護者や子どもの意識の変化など、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。

学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター<sup>16</sup>等の機能強化に取り組む必要があります。

### <主な取組>

#### （多様な学び、遊び・体験機会づくり）

##### 【子ども・福祉部】

- ・県内唯一の大型児童館である県立みえこどもの城の施設等を活用して、科学、創作、運動などの様々な体験を提供します。また、地理的な課題など、みえこどもの城への来館が困難な子どもの体験機会を確保するため、県内全域の児童館、放課後児童クラブ等に遊びや創作の体験などを届ける移動児童館事業に取り組みます。
- ・みえこどもの城などにおいて、乳幼児とその親を対象とした音楽会、ふれあい遊びやアート体験、助産師等専門家による相談会など、乳幼児の育ちの質を確保する取組を実施します。
- ・みえこどもの城などにおいて、若者主体の手法による科学・工業分野のイベントや、キッズスタッフ<sup>17</sup>の企画運営による子どものためのイベントを実施するとともに、地域の児童館や児童養護施設の子どもの地域とともに行うイベントなど、子ども・若者が主体となって行う取組を推進します。
- ・子どもが地域のより多くの大人の見守りの中で豊かに育つことができるよう、みえこどもの城などにおいて、県内企業、子ども支援団体、青少年育成市町民会議、各種ボランティア等との協働による大型イベントなどを実施します。
- ・みえ次世代育成応援ネットワーク<sup>18</sup>をはじめとする様々な主体と連携し、オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）など、地域の子どもの学びや体験の機会を提供する取組を実施します。
- ・「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、自然保育に関する研究を進めるとともに、自然保育の導入に向けたガイドラインを作成することで、自然保育を導入する保育所等を増やしていきます。
- ・価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根

<sup>16</sup> 脚注 8(P.32)と同じ。

<sup>17</sup> 子ども自身がイベント等を企画し、準備、当日運営を行う事業。

<sup>18</sup> 「子どもの育ちや子育て家庭を社会全体で支える」という趣旨に共感した、地域の企業や子育て支援に取り組んでいる団体で結成するネットワーク。

拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、小学校高学年向けパンフレットの活用をはじめとする学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。

- ・産婦人科医、教育委員会等と連携し、思春期保健指導セミナーを開催するなど、思春期世代の性に関する現状や課題、支援方法等に関して啓発に取り組みます。

#### 【環境生活部】

- ・子どもの豊かな人間性と多様な個性を育むとともに、郷土への誇りや愛着を醸成するため、子どもが文化にふれ親しむ機会の充実に取り組みます。

#### 【農林水産部】

- ・農林漁業体験民宿の開業支援、体験指導者の育成などにより、県内受入体制の整備を促進し、子ども・学生のグループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動を推進します。

#### 【教育委員会】

- ・地域全体で子どもの成長を支える社会をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクール<sup>19</sup>の導入に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動を支援します。

### (子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)

#### 【子ども・福祉部】

- ・子ども食堂等の子どもの居場所が持続可能な取組となるよう、アドバイザー派遣や勉強会の開催等人材育成支援を行うとともに、子ども向け学習支援を行う団体や、スポーツや文化、芸術等の子ども向け体験活動を行う団体を対象に、必要経費の一部を助成します。
- ・子どもの居場所の抱える課題や個々の“ニーズ”と、地域で子どもの居場所の活動を支援したいと考える企業等の“シーズ”を見える化し、双方をマッチング・コーディネートすることで、子どもの居場所の抱える課題の解決やニーズを満たし、子どもの居場所の運営を支援します。
- ・子ども食堂やフードバンク<sup>20</sup>、フードパントリー<sup>21</sup>を実施する団体等を対象に必要経費の一部を助成するとともに、朝食の提供を実施する子ども食堂等運営団体を対象に必要経費の一部を助成します。
- ・子どもの居場所運営団体や市町等を対象とした中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催するなど、中高生世代の居場所づくりが広がるよう取り組みます。
- ・不登校児童生徒の居場所づくり支援として、フリースクール等民間施設運営団体への運営補助を行います。
- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に学校等を活用し、子どもの安全・安

<sup>19</sup> 学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

<sup>20</sup> 食品関連企業等から寄贈された食品等を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配る団体・活動。

<sup>21</sup> 脚注 2(P.5)と同じ。

心な活動拠点（居場所）を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう市町に対し運営費等を支援します。

### （不登校の子どもへの支援）

#### 【教育委員会】

- ・子どもへの相談支援体制を強化するため、不登校児童生徒支援の中核となる県内全ての教育支援センター<sup>22</sup>にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、地域の福祉や医療機関とのネットワークを活用した不登校支援を進めます。また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・不登校に関する多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもへの保護者相談会」を実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。
- ・不登校児童生徒が安心して学習したり、相談支援を受けることができる環境を整備するため、市町等教育委員会が行う校内教育支援センター<sup>23</sup>の設置や指導員の配置を支援します。
- ・学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受けとめ、乗り越えていけるよう、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。
- ・県立夜間中学「みえ四葉ヶ咲中学校」において、生徒が個々の状況に応じた学習に取り組めるよう学校運営を行うとともに、学びの多様化学校として位置づけ、不登校生徒が学びを継続できるように支援します。
- ・フリースクールで学ぶ児童生徒等の体験活動等の支援や、対象フリースクールを利用する公立学校の児童生徒等への経済的な支援を行います。

#### 【環境生活部】

- ・不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクールを利用する私立学校の児童生徒等への経済的な支援を行います。

---

<sup>22</sup> 脚注 8(P.32)と同じ。

<sup>23</sup> 学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
子どもが主体的に参画するイベントの数	4回 (R5 年度)	14回	県（県施設の指定管理団体を含む）が主催し、企画自体に子どもが携わるイベントや、当日に子どもが企画・運営を行うイベントの数
子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181 か所 (R5 年度)	350 か所	子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数
不登校を含む長期欠席者が 40 人を超える小中学校における「校内教育支援センター <sup>24</sup> 」の設置割合	62.1% (R5 年度)	100%	不登校を含む長期欠席者の数が 1 クラス規模（40 人）を超える公立小中学校における「校内教育支援センター」の設置割合

<sup>24</sup> 脚注 23(P.47)と同じ。

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
思春期教室・相談事業を実施している市町数	19 市町 (R6 年度)	思春期保健に関する事業（性教育、たばこ・薬物乱用防止等）を実施している市町数
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談をした割合	小学生 63.5% (R5 年度)	学校内のスクールカウンセラーや学校外の教育支援センター <sup>25</sup> 等による専門的な相談・指導を受けた公立小中学校及び県立高等学校の不登校児童生徒の割合
	中学生 60.4% (R5 年度)	
	高校生 49.2% (R5 年度)	

<sup>25</sup> 脚注 8(P.32)と同じ。

## 重点的な取組5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

### <5年後のめざす姿>

貧困など困難な環境にある子どもやその家庭に対し、学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援などの取組が進んでいます。

### <現状と課題>

#### (貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援)

令和4(2022)年の国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、令和3(2021)年の我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査の平成30(2018)年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分(貧困線)に満たない状況にあります。

また、ひとり親家庭の約半数(44.5%)が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しい現状があります。加えて、家庭の経済状況にかかわらず、ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わなければならない、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあります。

こうした困難な環境にある保護者に対する職業訓練や就職のあっせん等、一人ひとりの希望や適性に応じてきめ細かく就労支援を行うほか、子どもの学習を含めた教育に係る支援、日常生活の支援、養育費の確保に関する支援や児童扶養手当による支援に取り組む必要があります。

ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた各種の取組を推進していく必要があります。

#### (ヤングケアラーへの支援)

令和5(2023)年度に実施した「子どもの生活に関する意識、実態調査(みえの子ども白書2024)」によると、自身をヤングケアラーにあてはまると思う割合は、中学生、高校生ともに1%未満となっています。ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であること、さらには本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラー支援にあたっては、早期の実態把握、途切れない支援が必要です。そのためには、子どもに関わる機会のある関係者が、ヤングケアラーについて理解を深めることが重要です。また、ヤングケアラーの置かれている状況は様々であるため、実際の支援を検討するためには、関係機関の連携が不可欠です。

### <主な取組>

#### (貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援)

【教育委員会】【環境生活部】【子ども・福祉部】

- ・学校を地域に開かれた、そして、地域に広がっていくプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学

習支援、関係機関のネットワーク構築に取り組みます。また、家庭の経済状況や環境等に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、教育に係る経済的負担を軽減するとともに、学校生活を保障し、学校教育によって学力の格差を縮小することによって、子どもの教育の支援を行います。

#### 【子ども・福祉部】

- ・ 貧困家庭やひとり親家庭の子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援を行います。特に、ひとり親家庭の「時間の貧困」を解消するため、親子で過ごす時間を確保できる支援を強化します。
- ・ ひとり親世帯である母子家庭において、養育費が受給できていない割合が高い現状をふまえ、離婚前の早い段階から当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化します。また、児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童に対して経済的支援を行います。
- ・ 生活上のストレスの増大や孤立化によりヤングケアラーや児童虐待等に陥る危険性が増すことを考慮し、要保護児童対策地域協議会<sup>26</sup>や重層的支援体制整備事業を通じて、関係機関が情報を共有し、子どもを含む家庭全体に多面的な支援を提供します。

#### 【子ども・福祉部】【雇用経済部】

- ・ 子どもの貧困の解消や貧困の連鎖の防止には、まずは保護者の就労によって根本的な改善が期待されることから、貧困家庭やひとり親家庭の保護者への就労の支援を行うとともに、より安定した子どもとの生活の実現に向けた職業訓練の実施や資格取得のための支援をあわせて行います。

#### (ヤングケアラーへの支援)

#### 【子ども・福祉部】

- ・ ヤングケアラー支援の実践力向上に向けた研修を実施するほか、ヤングケアラー・コーディネーターによる、関係機関からの情報集約や相談に対する支援・助言及び他の機関へのつなぎ等を行います。
- ・ 学校や市町等の関係機関との連携及び情報共有が促進されることを目的としたアセスメントシートを作成し、普及・活用することでヤングケアラーに適切な支援が早期に届く体制の整備を進めます。
- ・ 子ども・若者育成支援推進法の改正をふまえて、高校生世代から30歳までのヤングケアラーの実態を把握するためにアンケート調査を実施し、支援体制の構築に向けた検討を進めます。

---

<sup>26</sup> 脚注 5(P.31)と同じ。



<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261 人 (R5 年度)	600 人	市町が実施する「ひとり親家庭学習支援ボランティア事業（ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業）」に登録する人数
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）求人票件数	150 件 (R5 年度)	250 件	三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の求人票件数
養育費を受給している割合（福祉行政報告例）	25.4% (R5 年度)	40.0%	離婚したひとり親のうち養育費を受給している割合

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対するファミリー・サポート・センター事業利用料の助成のいずれかを実施する市町数	19 市町 (R5 年度)	ひとり親家庭等日常生活支援事業（子育て支援、生活援助）、子育て世帯訪問支援事業、ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用料助成のいずれかを実施する市町の数
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15 市町 (R5 年度)	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条第 2 項にて努力義務となっている「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を策定している市町数
子どもに対してヤングケアラーの実態調査を実施したことがある市町数	9 市町 (R5 年度)	子どもに対してヤングケアラーの実態調査を実施したことがある市町数

## 重点的な取組 6 社会的養育の推進

### <5年後のめざす姿>

全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設が多機能化などの取組が進むとともに、自立に向けた支援が充実しています。

### <現状と課題>

児童養護施設及び乳児院は、地域の子育て支援機能を担う重要な資源であることから、地域の実情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター<sup>27</sup>、里親支援センター<sup>28</sup>の設置などの多機能化・機能転換を促進する必要があります。

また、家庭養育優先の原則を推進するとともに、子どもが選択できるよう様々な選択肢の提示が求められていることをふまえ、里親支援センターの整備等による新たな里親登録者の増加や里親支援の充実に取り組む必要があります。

さらに、施設において必要な人材の確保や職員の資質向上に取り組む必要があります。

社会的養護経験者の自立に向けて丁寧なサポートが必要であるため、孤立させない居場所をつくるなど切れ目なく隙間のない支援に取り組む必要があります。

### <主な取組>

#### 【子ども・福祉部】

- ・里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスタリング機関）による里親支援に取り組むとともに、フォスタリング機関が早期に里親支援センターへ移行されるよう支援します。
- ・児童養護施設及び乳児院における地域の実情に即した多機能化・機能転換を促進するとともに、入所施設の強みを十分に発揮し空きスペースを活用したショートステイや自立支援事業などの取組を支援します。
- ・施設の職員等の現状を把握するとともに、職場環境や処遇など雇用環境の改善に向けた積極的な取組について調査・研究を行い、支援策を検討します。
- ・児童養護施設等に入所している高校生が将来に希望を持つことができるよう、進学に向けた学習支援を実施するとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証に対する補助を行います。
- ・施設等における自立支援体制を充実させるとともに、措置解除後のアフターケアの環境を整備します。

<sup>27</sup> 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う機関。

<sup>28</sup> 里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況と進学状況	74% (R5 年度)	100%	施設退所後または里親委託解除後に就職または進学した子どもが3年後、就職または在学している割合

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
要保護児童対策地域協議会 <sup>29</sup> の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計	6,083 人 (R5 年度)	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童数及び保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童数の合計

<sup>29</sup> 脚注 5(P.31)と同じ。

## 重点的な取組 7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

### <5年後のめざす姿>

特別な支援や配慮が必要な子どもへの一人ひとりの特性に応じた適切な支援や指導が充実しています。

### <現状と課題>

#### (発達支援)

発達支援が必要な子どもに対しては、専門性の高い医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した支援を行うとともに、その後のフォローアップや継続的な診療体制の充実など身近な地域における支援体制の構築に取り組む必要があります。

#### (医療的ケア児への支援)

支援を必要とする障がい児に、ライフステージをとおして円滑に支援が届くよう、ライフステージの各段階における支援のつなぎや、関係機関の連携を深めていく必要があります。

日中活動の場や短期入所(レスパイト)先として医療的ケア児を受入可能な障害福祉サービス事業所等の不足やサービス提供時間が短いなど、医療的ケアが必要な障がい児及びその家族が地域生活を行う上で必要な支援が充分ではない現状があります。

医療的ケア児の数が増加していることから、医療的ケア児やその家族等への支援を実施する人材を育成するとともに、医療的ケア児とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児の家族の負担を軽減するためのレスパイト施設等の体制整備が必要です。

また、医療的ケア児を含む小児患者について、成長とともに変化する病態や合併症等をふまえて適切な医療を提供するための体制整備が必要です。

#### (特別支援教育の推進)

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもの数が増加していることから、市町等教育委員会と連携し、適切な指導・支援が行えるよう確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。また、特別支援教育に係る研修を実施し、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成する必要があります。

交流及び共同学習にあたっては、障がいの有無に関わらず子どもが活動しやすい環境を設定するために合理的配慮を提供する必要があり、特別支援学校と交流先の小中学校との十分な連絡、調整ができるよう、市町等教育委員会及び小中学校に働きかける必要があります。

学校在学中と卒業後で支援が途切れることのないよう、教育と福祉・雇用との連携をさらに進める必要があります。また、卒業後も必要に応じて支援を求めたり、支援を受けたりしながら、自分でやりたいことを選択したり決定したりするなど、

主体的に生活していけるよう、組織的、計画的なキャリア教育の推進が必要です。

特別な支援を必要とする子どもが、地域社会で自分らしく生活していけるよう、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努める必要があります。

### **(外国につながる子どもへの支援)**

日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立小中学校の割合が全国的にみて高く、今後、外国人児童生徒の数はさらに増加することが見込まれます。また、外国人児童生徒の国籍や使用言語の多様化が進んでいます。

日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱える外国人児童生徒や、進路決定ができないまま学校を卒業したり、中途退学したりする外国人児童生徒もいます。こうしたことから、一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことなどから生じる不安や悩みに寄り添って対応するとともに、学びの継続や希望する進路の実現に向けた支援を推進する必要があります。

### **<主な取組>**

#### **(発達支援)**

##### **【子ども・福祉部】**

- ・県立子ども心身発達医療センターにおいて、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院とともに、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。また、入退院時等の関係機関（児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等）との調整や、入院中の児童の家庭復帰に向けた保護者支援、相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家庭支援に取り組みます。
- ・小児科医等を対象とした連続講座の開催や、市町の相談窓口との連携、相談支援に関わる職員の育成等により、発達支援の必要な子どもが身近な地域において適切な支援が受けられるよう支援体制の充実に取り組みます。

#### **(医療的ケア児への支援)**

##### **【子ども・福祉部】**

- ・「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者や保護者等に対する相談支援を行うとともに、多職種の関係者で構成するスーパーバイズチームを組織し、支援者に対する支援を行います。また、障がい児・者の医療・福祉等関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成します。
- ・地域の障害福祉サービス事業所等において医療的ケアを実施できる人材の育成に取り組むとともに、医療的ケアを必要とする障がい児の受入れに必要な医療機器等の費用の一部助成を行うことなどにより、障害福祉サービス事業所等における受入れの促進を図ります。

##### **【教育委員会】**

- ・通学に係る保護者負担のさらなる軽減と医療的ケアが必要な子どもの学習を保障

するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を実施します。

- ・医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、研修会の実施により教職員の専門性の向上や、校内サポート体制の充実を図ります。

#### 【医療保健部】

- ・関係機関と連携し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を対象とした研修等を実施するなど、人材の育成に取り組みます。
- ・医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、小児医療ゾーンごとでレスパイト施設の体制整備に取り組みます。
- ・小児患者が成長に合わせて適切な医療が受けられるよう、小児期医療から成人期医療へ移行する際の移行期体制について検討を進めます。

#### (特別支援教育の推進)

##### 【教育委員会】

- ・特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携した就学支援を進めるとともに、パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。
- ・子どもが障がいの有無に関わらず、経験を深め、社会性や豊かな人間性を身につけるとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めます。
- ・特別な支援を必要とする子どもが、小中学校・高等学校の通常の学級で学ぶことができるよう、通級による指導を担当する教員を対象として年間を通じた研修を実施するなど、専門性の向上に取り組みます。また、発達障がい支援について、高度な専門性を身につけるための研修を実施するなど、地域で中心となる教員を養成し、発達障がい支援の経験が少ない教員等への支援体制の充実を図ります。
- ・特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が、小中学校・高等学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組みます。
- ・高等学校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者との相談、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置します。また、通級による指導を実施する高等学校の拡充に向けた取組を進めます。
- ・高等学校の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力向上を図るための指導の改善に向けた取組を進めます。
- ・特別支援学校に在籍する子どもが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。また、キャリア教育サポーター等を活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施します。
- ・地域の方々を招いた特別支援学校の見学会の実施や特別支援学校に在籍する子どもの文化芸術活動、地域行事への参加などをとおして、周りの子どもや保護者、

地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。

### (外国につながる子どもへの支援)

#### 【教育委員会】

- ・学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、県内全域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組めます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。
- ・外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）及び日本語指導アドバイザーを県立高等学校に配置するとともに、日本語指導アドバイザーを夜間中学校に配置します。
- ・特別支援学校に通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。



<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数（累計）	319 人 (R5 年度)	895 人	地域の医療機関に対して、子ども心身発達医療センターが行う発達障がいに関する連続講座の受講者数
医療的ケア児・者コーディネーターの配置市町数	15 市町 (R5 年度)	29 市町	医療的ケア児・者コーディネーター養成研修の修了者が配置されている市町の数
特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数	846 回 (R5 年度)	1,100 回	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流及び共同学習を実施した回数

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
日本語指導が必要な子どもに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	小学校 100% (R5 年度)	日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、児童生徒の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中学校及び県立高等学校の割合
	中学校 100% (R5 年度)	
	高等学校 68.8% (R5 年度)	

## 重点的な取組8 子どもの意見表明及び社会参画の促進

### <5年後のめざす姿>

子どもが意見表明する機会やその意見が子ども施策に反映される事例が増えるとともに、子どもが多様な社会活動に参画できる仕組みづくりが進んでいます。

### <現状と課題>

子どもの意見表明とその尊重は子ども条例の基本理念の一つであり、自分の意見を大人に聴かれている子どもは、自己肯定感が高いことが分かっています。

子どもが意見を表明する機会はあるものの十分ではなく、意見を子ども施策に反映する仕組みも整備されていません。さらに、子どもが意見を表明するために必要な子ども施策に関する情報が、子どもに分かりやすく提供されていません。

子どもの意見表明を進めるために、意見を表明しやすい環境づくりや専門人材を活用した意見表明に対する支援が必要です。

また、社会的養護下にある子どもなど、意見の表明が困難な状況にある子どもの視点に立った取組が必要です。

### <主な取組>

#### 【子ども・福祉部】

- ・子どもの意見表明を推進するとともに、その意見を子ども施策に反映するため、アンケート、オンライン、対面の3つの方法で子どもの意見を広く聴き取る仕組み「キッズモニター+（プラス）」を運営します。
- ・当事者である子どもの意見を聴き取り、県の子ども施策に反映していくため、新たに子どもだけで構成する会議体を設置します。
- ・子どもの意見を聴き取る際は、意見表明支援員をファシリテーターとして参加させるなど、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- ・県の子ども施策に関わる全ての所属に、こども基本法や子ども条例で定められた子ども施策への子どもの意見の反映など、新たな視点・考え方を共有し、全庁的な意識改革を進めます。
- ・子どもの権利擁護コーディネーターを配置し、児童相談所一時保護所や一時保護専用施設、児童養護施設などへのアドボケイト<sup>30</sup>派遣を実施します。
- ・児童相談所や児童養護施設等職員のアドボカシー<sup>31</sup>への理解を深めるため研修会を開催します。

#### 【教育委員会】

- ・学校生活や社会をよりよくするためのルールや課題解決策を、自分たちで考え、話し合うことで、社会参画意識を高めるとともに、自分の力で現実の社会的な問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。

<sup>30</sup> 脚注4(P.31)と同じ。

<sup>31</sup> 権利表明が困難な子どもや寝たきりの高齢者、障がい者など、人が持つ権利を様々な理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護すること。

- ・意見表明や社会参画の機会として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、子どもに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育みます。
- ・子どもの権利や子どもアドボカシー<sup>32</sup>について学ぶ動画教材や資料を活用し、教職員等の子どもアドボカシーへの理解を深めます。
- ・子どもが安心して自分の意見を述べ、なかまとともに考え合う学習や主体的に活動する場のつくり方などについての研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- ・県立学校長会や生徒指導担当が集まる会議において、校則の見直しの際は生徒や保護者等から意見を聴取することや、校則を見直す場合の手続きの過程を校則等に示しておくなど、校則の見直しに生徒が参画し、意見が反映される取組を行うよう周知します。

---

<sup>32</sup> 脚注 31(P.61)と同じ。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
県が設けた子どもの意見 表明の機会の回数	4回 (R5 年度)	30回	子どもが意見表明 できる会議やイベ ント、ワークショップ などのほか、アド ボカシー <sup>33</sup> の取組 や、県施策について 子どもと対話形式 で意見を聴き取る 機会の数
子どもの意見が県の施策 に反映された数	-	25	「キッズモニター +」及び子どもだけ で構成する会議体 の意見が反映され た施策の数

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
校則を見直す際に生徒から意見を 聴取した学校の割合	R7 年度から 調査予定	校則を見直す際に生徒から 意見を聴取した県立高等学 校の割合
地域や社会をよくするために、社会 の形成者として権利を行使し責任 を果たそうと考える高校生の割合	69.7% (R6 年度)	「社会の一員として権利を 行使し、義務と責任を果た そうと考えていますか」、 「地域や社会のために、何 かしたいと考えることがあ りますか」という質問に対 して、肯定的な回答をした 県立高校生の割合

<sup>33</sup> 脚注 31(P.61)と同じ。

## 重点的な取組9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援

### <5年後のめざす姿>

子どもを安心して産むことのできる環境や、心身のケアや経済的支援を受けながら子育てができる環境が整備され、子どもが健やかに育っています。

### <現状と課題>

#### (妊産婦、乳幼児ケア)

妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が、必要な時に必要な支援を受けることができる環境づくりが重要です。

共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担を抱えている妊産婦やその家族に対する支援の重要性はますます高まっており、伴走型の相談支援や、産後うつや新生児虐待等の予防に向けた産後ケアの充実も求められているなど、支援を必要とする全ての人にサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。

また、多胎児の育児に関する不安への支援など、各市町単位での対応にとどまらず、広域的な支援が求められる課題もあります。

困難を抱える若年妊婦においては、支援のニーズが多様であり、かつ、母体の危険性などに配慮した緊急的な対応を求められることがあるため、本人の意思を尊重しながらも、適切な機関が緊密に連携して支援を行うことが求められます。

#### (周産期医療体制の確保)

本県における分娩取扱医療機関の数は、分娩件数の減少や医師の高齢化などにより減少傾向にあります。また、国において、出産費用（正常分娩）に対する保険適用の導入が検討されるなど、分娩取扱医療機関を取り巻く環境が変化する中、地域において安全で安心して妊娠・出産できる体制の確保が必要です。

#### (仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進)

仕事と子育ての両立について、育児休業や、育児休業復帰後における短時間勤務など柔軟な働き方に係る制度の整備が国において進んでいるものの、中小企業等では様々な事情から制度が活用しづらいという声もあります。

こうした現状において、出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備や制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりを進める必要があります。

共働き世帯の増加や家族構成の変化に伴い、仕事と子育ての両立支援や男性の育児参画の重要性が増しています。男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として女性と比べて低い水準にあることから、「ワンオペ育児」の解消や職場環境の整備を進めるため、男性の育児参画を促進する取組が引き続き必要です。

### (子育て家庭への経済的支援)

令和5(2023)年度に県が実施したアンケート調査では、高校生の保護者における子どもについての不安や悩みとして、「子どもの成績や進学」に次いで「教育費」と回答した割合が高くなっており、多くの保護者が子育てに関する経済的な不安を抱えている状況です。

#### <主な取組>

##### (妊産婦、乳幼児ケア)

###### 【子ども・福祉部】

- ・各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣するなど、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。
- ・様々な悩みを抱える妊産婦の不安解消を図るため、相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を広域的に行います。
- ・県が広域での多胎教室や多胎家庭の交流会を開催することにより、市町事業の均てん化を図り、切れ目のない支援につなげます。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたり不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につなげられるようLINE相談による支援を行います。
- ・県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を一元的に把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有することで、関係機関との連携を強化し適切な支援につなげます。また、軽中度難聴児に係る補聴器購入助成を行います。
- ・困難を抱える若年妊婦や特定妊婦<sup>34</sup>に対して、「子育て」と「困難女性」の両面をとらえて支援できるよう、相談に係る関係機関との連携を推進します。また、母子生活支援施設において、母子に対する心理面でのサポートを実施します。

##### (周産期医療体制の確保)

###### 【医療保健部】

- ・地域において安全で安心して出産できる体制を確保するため、分娩取扱施設が少ない地域において、施設・設備の整備を実施する分娩取扱施設や産科医の受入支援に取り組む市町を支援します。
- ・今後、出生数の減少が見込まれている中で、安全で安心な分娩が可能な体制を確保できるよう、医療関係者や関係団体等との協議、検討を進めます。
- ・リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療、入院を必要とする小児の重症患者の受入体制を確保するため、周産期母子医療センターや、小児救急医療拠点病院の運営を支援します。
- ・周産期死亡率のさらなる改善に向け、周産期医療に係るネットワーク体制の構築や多職種連携のための研修会等を開催し、安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

<sup>34</sup> 出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

## (仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進)

### 【雇用経済部】

- ・ 出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりのためのセミナーや専門家派遣等を行います。
- ・ 「みえの働き方改革推進企業<sup>35</sup>」の登録・表彰をとおして、誰もが働きやすい職場づくりを促進するとともに、取組の横展開を図ります。

### 【医療保健部】

- ・ 「三重とこわか健康経営カンパニー<sup>36</sup>」の認定、認定企業に対する補助及び「三重とこわか健康経営大賞<sup>37</sup>」の表彰をとおして企業における健康経営<sup>®</sup>（※）を促進します。※「健康経営<sup>®</sup>」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。
- ・ 「三重とこわか健康経営カンパニー」認定企業の拡大に取り組み、企業間の情報交換等の場を設定することで取組の横展開を図ります。

### 【子ども・福祉部】

- ・ 企業での育児休業取得がより一層促進され、男性の育児参画が進むよう、企業が自社で社内研修を実施するための資料を作成するとともに、資料の活用方法や、男性の育休取得促進に関する優良事例等を紹介するセミナーを実施します。
- ・ 男性の育児参画の質の向上に向けて、育児のノウハウ習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた啓発を行います。

## (子育て家庭への経済的な支援)

### 【教育委員会】

- ・ 高等学校等の生徒に対する高等学校等修学奨学金の貸与により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。
- ・ 高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。

### 【環境生活部】

- ・ 私立学校に通う子どもが安心して学べるよう、就学支援金の支給を行うほか、授業料減免を行った学校法人に対する助成や奨学給付金の支給等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

### 【医療保健部】

- ・ 市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。

<sup>35</sup> 働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組んでいる企業を三重県が認定するもの。

<sup>36</sup> 従業員の健康づくりに積極的に取り組み「誰もが健康的に暮らせる“とこわか三重”」の実現に向け「健康経営」を推進している企業を三重県が認定するもの。

<sup>37</sup> 「三重とこわか健康経営カンパニー」に認定された企業のうち、特に優れた健康経営を実践している企業について表彰するもの。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
母子保健コーディネーター養成数（累計）	276 人 (R5 年度)	385 人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数（8時間以上の受講を目途とし、修了と認定）
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合（三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」）	88.7% (R5 年度)	92.6%	フレックスタイム、テレワーク、短時間勤務制度など多様な就労形態を導入している企業の割合

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
乳幼児健診の受診率	4 か月児 97.7% (R5 年度)	乳幼児健診の受診率
	10 か月児 95.5% (R5 年度)	
	1 歳 6 か月児 99.0% (R5 年度)	
	3 歳児 98.1% (R5 年度)	
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した男性従業員の割合）	25.7% (R5 年度)	育児休業を取得した男性従業員の割合
妊産婦死亡率（出産 10 万対） （人口動態調査）	0.0 (R5 年)	出産 10 万あたりの妊産婦死亡（※）の割合

※妊娠中または妊娠終了後満 42 日未満の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連したまたはそれらによって悪化した全ての原因によるものをいう。ただし、不慮または偶発の原因によるものを除く。



## 重点的な取組 10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

### <5年後のめざす姿>

子どもを安心して預けられる体制が整備され、子どもの豊かな育ちに向けて、幼児教育・保育の質を高める取組が進んでいます。

### <現状と課題>

県では、三重県子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策に取り組んでいるところです。

保育所等及び放課後児童クラブについては、女性就業率の高まりや共働き世帯の増加等により、高い保育ニーズがあり、いずれも待機児童の解消には至っていない状況です。

また、保育士や放課後児童支援員の不足等の理由により、受入れができないケースも発生しており、保育士や放課後児童支援員の確保、施設整備の両面において、市町への支援を進めていく必要があります。

さらに、量の確保のみならず、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員等資質向上研修など、従事する職員の資質向上のための研修を実施し、保育の質の向上を図るとともに、職員の処遇改善や職場環境の改善にも取り組む必要があります。

幼稚園等と小学校等は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、様々な課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。

### <主な取組>

#### 【子ども・福祉部】

- ・待機児童の解消に向けた保育士確保のため、保育士をめざす学生等への修学資金等の貸付や潜在保育士<sup>38</sup>の就労促進等に取り組めます。
- ・保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、保育所等の実習生指導担当者を対象とした研修を行います。
- ・保育士の業務負担の軽減を図るため、保育補助者の雇上げ等を行う私立保育所等への補助や、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所等への支援を行います。(再掲)
- ・待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて、保育士を加配して低年齢児の受入れを行う私立保育所等に補助を行います。(再掲)
- ・地域の子育て支援を担う人材の育成と専門性を高めるため、子育て支援員研修、

<sup>38</sup> 保育士資格を有する者であって、社会福祉施設等で従事していない者。

保育士等の資質向上研修、放課後児童支援員の資格認定や資質向上研修等を実施します。(再掲)

- ・病児保育事業や地域子育て支援拠点事業など、地域の実情に応じた様々な子ども・子育て支援の取組を実施する市町に対して補助を行うとともに、病児保育施設・児童厚生施設（児童館）等の整備に対して補助を行います。
- ・放課後児童クラブの運営や施設整備等に対する補助やひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料の減免を行う放課後児童クラブへの助成を行う市町に対する補助を行います。
- ・地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう市町に対し運営費等を支援します。(再掲)
- ・「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、自然保育に関する研究を進めるとともに、自然保育の導入に向けたガイドラインを作成することで、自然保育を導入する保育所等を増やしていきます。(再掲)

#### 【教育委員会】

- ・幼児教育の質の向上と幼保小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザー及び幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行うとともに、市町が行う公立幼稚園のICT環境整備を支援します。また、幼保小の円滑な接続に係る協議会を設置し、幼保小接続の手引きの改訂を行います。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
保育士等キャリアアップ研修における各分野の修了者数（累計）	16,143 人	28,800 人	県が実施する保育士等キャリアアップ研修 8 分野の修了者数の累計
保育所等の待機児童数 （こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」）	108 人 (R6.4.1)	0 人	翌年度 4 月 1 日時点での待機児童の状況
放課後児童クラブの待機児童数 （こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」）	54 人 (R6.5.1)	0 人	毎年度 5 月 1 日時点での待機児童の状況

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
放課後児童クラブ設置数 （こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」）	436 クラブ (R6 年度)	毎年度 5 月 1 日時点での放課後児童クラブの設置数
待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて保育士を加配している私立保育所等に補助を行う市町数	16 市町 (R5 年度)	「低年齢児保育充実事業補助金（県単）」を活用している市町数
幼保小接続に関する研修等を実施した市町数	23 市町 (R5 年度)	「幼保小接続に関する研修等を実施しましたか」という質問に対して、「実施済み」と回答した市町数

## 重点的な取組 11 若者への支援

### <5年後のめざす姿>

若者が就労や結婚、妊娠など希望に沿った支援を受けることができ、将来の見通しを持ちながら、自分らしく社会生活を送ることができるための取組が進んでいます。

### <現状と課題>

#### (就労支援)

三重労働局の調査によると、令和6(2024)年3月に三重県内の大学を卒業した者の就職率は、95.6%と前年同月と比べ0.1ポイント上回りました。また、令和6(2024)年3月の高校新卒者の就職率は99.7%と前年同期に比べ0.1ポイント上回るなど、県内の雇用環境は改善されています。

しかし、令和6(2024)年度に入ってから、タイムリーな就職活動情報を得られず、就職活動の時期を逸した結果、就職が決まらないまま卒業する学生も存在することから、本県において若者の就職支援に向けた取組の継続が不可欠です。

若年無業者の就労に向けた課題は一人ひとり異なり、一律的な就労支援は効果が上がりにくく、それぞれの状態に応じた適切な就労支援が必要です。

そのため、相談により利用者の状況を把握し、その人に応じたスキルアップ訓練、就労体験や就職活動までの支援を組み立てて、一体的に支援をする必要があります。

#### (出会い支援)

県が実施した県民へのアンケートにおいて、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚の方の結婚していない理由として最も多かったのは「出会いがない」、次いで「理想の相手に出会えていない」でした。

国立社会保障・人口問題研究所の第16回出生動向基本調査によると、近年、SNS、ウェブサイト、マッチングアプリ等のインターネットを通じて出会い、結婚に至る割合が高まっています。

こうしたことをふまえ、結婚を希望する方のニーズに応じ、出会いの総量を増やすとともに、結婚を希望する方に寄り添いながら相談支援を行う体制を充実させる必要があります。

また、民間調査によると、マッチングアプリ利用者の過半数が「トラブルや困ったことがある」と回答しているため、結婚を希望する人が安全・安心に婚活に取り組めるように支援する必要があります。

#### (不妊への支援)

不妊・不育症に悩む夫婦や、将来子どもを産み育てることを望む若年世代のがん患者などが、経済的な理由等で治療を諦めることなく、妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、経済的支援や相談体制の整備、仕事との両立支援等の取組を推進する必要があります。

## **(ひきこもり支援)**

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、内閣府が令和4（2022）年に実施した調査により報告された「広義のひきこもり」の出現率に、県の人口（月別人口調査を集計した年報（令和5年10月1日現在））を乗じて算出すると、県内には約2万人（15歳以上39歳以下の推計値は8,190人）のひきこもり当事者がいると推計されます。

県内では、全ての市町において相談対応窓口が設置されるとともに、ひきこもり当事者が利用できる居場所の数が増加するなど、支援体制の整備が進んできています。

一方、令和6（2024）年8月に実施した「三重県ひきこもりに関する実態調査（アンケート調査）」によると、アンケート調査に回答したひきこもり当事者の約半数は支援につながっていませんでした。また、社会全体のひきこもりに関する理解不足や地域の社会資源が不十分といった声があがっています。

ひきこもり当事者やその家族が、早期に必要な支援につながるよう、市町等の関係機関と連携し、県全体で切れ目のない包括的な支援体制をより一層充実させる必要があります。

## **<主な取組>**

### **(就労支援)**

#### **【雇用経済部】**

- ・三重労働局等と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、就職相談や各種セミナーの開催、県内企業と若者とのマッチングを図るなどオンラインサービスを活用しながら、ワンストップで総合的な就労支援を実施します。
- ・就労など自立に課題を抱える若年無業者に対して、地域の企業等で就労するために必要な知識や技術を修得させるため、就労に向けたスキルアップのための訓練などを行います。

### **(出会い支援)**

#### **【子ども・福祉部】**

- ・みえ出逢いサポートセンターにおいて、きめ細かな相談支援や情報提供を行うほか、市町等によるイベント等の開催支援や、市町と連携した地域における広域的な出会いの機会の創出に取り組みます。
- ・結婚を希望する方が自身で相手を探ることができるマッチングシステムを導入し、利用者の増加やAIとビッグデータの活用によりマッチングを促進するとともに、利用者の希望に応じて結婚支援ボランティアが支援を行うサポーター制度を構築します。
- ・インターネット型婚活の普及などをふまえ、若い世代が安心・安全かつ効果的な婚活に取り組めるよう啓発を行います。

## (不妊への支援)

### 【子ども・福祉部】

- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、助成回数の上乗せや保険適用外となった先進医療への助成について市町と連携して取り組むとともに、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。
- ・三重県不妊専門相談センターにおいて看護師や助産師等による専門相談を行うとともに、不妊ピアサポーターを活用した、身近な地域での当事者同士の交流会を実施し、傾聴による寄り添い型支援を行います。
- ・不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定に基づき、経営や人事労務に関わる方、労働団体、医療福祉関係者などの企業関係者に向けた「働きやすい職場づくり応援セミナー」の開催等により、不妊治療と仕事の両立を推進する気運の醸成に取り組みます。
- ・小児及び思春期・若年（AYA世代）のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法（凍結に係る治療）及び温存後生殖補助医療<sup>39</sup>による治療を受けた際の費用を助成します。

## (ひきこもり支援)

### 【子ども・福祉部】【医療保健部】

- ・ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、ひきこもりについての正しい理解を深める啓発活動等を進めるとともに、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的に情報発信を行います。
- ・ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組みます。
- ・ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリを活用した電子居場所を開設するとともに、ひきこもり当事者が安心して利用できる居場所を増やすため、市町等と連携し、多様な居場所づくりに取り組みます。

---

<sup>39</sup> 妊孕性温存療法により凍結保存した卵子や精子、受精卵、卵巣組織を用いて、がん治療後に妊娠を補助するために実施される治療。

<重点目標>

項目	現状値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)	項目の説明
マッチングシステムによるマッチング件数（累計）	R7 年度から 調査予定	4,250 件	マッチングシステムを介してマッチングが成立した件数
「おしごと広場みえ」の利用者数（累計）（「おしごと広場みえ」実績報告）	10,658 人 (R5 年度)	12,458 人	「おしごと広場みえ」を利用した人の延べ人数

<モニタリング指標>

項目	現状値	項目の説明
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	56.6% (R5 年度)	不妊治療のために産婦人科医療機関を利用した人に対してアンケートを依頼
ひきこもり当事者のための居場所数	45 か所 (R5 年度)	ひきこもりに係る支援機関を対象とした調査において把握した居場所の数

## 第5章 子ども施策全般に係る取組

### 第1節 ライフステージ別の取組

#### (1) 子どもの誕生前から幼児期まで

- (妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)
- ・不妊症・不育症への治療費等の助成や、正しい知識の普及及び相談支援
  - ・周産期医療体制の確保
  - ・産前産後の支援の充実と体制強化
  - ・新生児先天性代謝異常<sup>40</sup>等検査の拡充
  - ・新生児聴覚検査の体制整備
  - ・乳幼児健診の推進
  - ・特定妊婦<sup>41</sup>等に対する支援の強化

#### (子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実)

- ・病児保育の促進
- ・幼児教育の推進
- ・幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進
- ・幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進
- ・医療的ケア児保育における環境の整備
- ・家庭支援推進保育の支援
- ・保育人材の確保・育成
- ・保育現場の負担軽減
- ・保育士の配置に対する支援

#### (2) 学童期・思春期

#### (子どもが安心して過ごし学ぶための取組の充実と環境整備)

- ・学校における働き方改革の推進
- ・教職員の人材確保
- ・学校における1人1台端末活用の促進
- ・改訂版生徒指導提要の周知
- ・コミュニティ・スクール<sup>42</sup>と地域学校協働活動の一体的推進
- ・地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- ・学校における道徳教育の推進
- ・体育の授業の充実・子どもの体力向上
- ・学校保健の推進

<sup>40</sup> 生まれつき酵素や輸送体が正常に働かないために代謝が障害されて、異常なものが体に溜まったり、必要なものが欠乏したりするために様々な症状を起こす病気。

<sup>41</sup> 脚注34(P.65)と同じ。

<sup>42</sup> 脚注19(P.46)と同じ。



- ・学校給食の普及・充実、食育の推進
- ・食の指導充実に向けた取組の実施
- ・多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進

(居場所づくり)

- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・放課後児童対策の推進

(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

- ・小児医療体制の整備
- ・小児医療における医療・保健・福祉の連携
- ・性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進
- ・予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

- ・学校における主権者教育の推進
- ・主権者教育に関する高校生向け副教材の配布
- ・消費者教育の推進
- ・金融経済教育の充実
- ・学校におけるライフデザインに関する教育の推進
- ・キャリア教育の推進
- ・学校における労働に関する教育の推進
- ・社会保障に関する教育の推進

(いじめ対策)

- ・いじめ予防に関する取組
- ・いじめ事案への対応
- ・教育相談体制の充実
- ・いじめ対策に関する審議会等の開催

(不登校の子どもへの支援)

- ・多様な学びの場の確保に向けた取組
- ・教育相談体制の充実【再掲】

(校則の見直し)

- ・校則の見直しに対する生徒の参画

(体罰や不適切な言動の根絶)

- ・体罰や不適切な言動の根絶

(高校中退の予防、高校中退後の支援)

- ・教育相談体制の充実【再掲】
- ・キャリア教育の推進【再掲】
- ・地域若者サポートステーション<sup>43</sup>における支援

### (3) 青年期(若者)

(高等教育の修学支援)

- ・高等教育の修学支援制度についての周知

(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)

- ・学生の就職・採用活動支援
- ・若者の就労支援
- ・地方への移住・定着等の推進
- ・企業等における女性の参画拡大

(結婚を希望する方への支援)

- ・伴走型の結婚支援等の推進
- ・結婚支援コンシェルジュの配置及びネットワークの強化

(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

- ・こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知
- ・ひきこもり支援
- ・思春期から青年期に移行する若者の悩みに寄り添い、大人としての自立に向けた相談支援等のあり方の検討

---

<sup>43</sup> 働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行う機関。

## 第2節 ライフステージを通じた取組

### (1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等

(子どもの権利に関する普及啓発)

- ・子ども条例及び子どもの権利についての周知・啓発
- ・学校教育における人権教育の推進
- ・人権啓発活動の実施

(子どもの権利が侵害された場合の救済)

- ・権利救済の仕組みの体制整備

### (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い幼児教育・保育の推進
- ・農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進
- ・子どもの遊び・体験活動の推進
- ・学校における体験活動の推進
- ・自然体験等の体験の機会の確保・充実に向けた取組の推進
- ・森林教育の推進
- ・子どもへの文化芸術体験機会の提供・充実
- ・読書活動の推進
- ・生活習慣の普及啓発
- ・食育の推進

(子どもや子育て当事者の視点に立ったまちづくり)

- ・公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化
- ・子どもや子育て当事者の視点に立った公園づくり
- ・通学路等の安全性の確保

(子どもが活躍できる機会づくり)

- ・子どもへの文化芸術体験機会の提供・充実【再掲】
- ・学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進
- ・留学生交流・教育の国際化の推進
- ・環境教育・環境学習の推進
- ・学校における理数系教育の推進
- ・探究活動・STEAM教育<sup>44</sup>・地域課題解決型学習の推進

---

<sup>44</sup> 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、リベラルアーツ・教養(Arts)、数学(Mathematics)等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

- ・ 特定分野に特異な才能のある子どもに対する支援
- ・ 高等教育の修学支援制度についての周知【再掲】
- ・ 生活上必要となる情報の多言語情報提供ホームページによる情報提供
- ・ 外国につながる子どもに対する日本語教育等の推進
- ・ 外国につながる子どもに関する状況調査の実施等

(子どもの可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消)

- ・ 教育を通じた男女共同参画の推進
- ・ 性的マイノリティの子どもに関する理解促進やきめ細かな対応の推進
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信

### (3) 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

- ・ プレコンセプションケア<sup>45</sup>の推進
- ・ 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進【再掲】
- ・ 特定妊婦<sup>46</sup>等に対する支援の強化【再掲】
- ・ 産前産後の支援の充実と体制強化【再掲】
- ・ こども家庭センター<sup>47</sup>の体制整備
- ・ 周産期医療体制の確保【再掲】
- ・ 小児医療体制の整備【再掲】
- ・ 母子保健に関する相談支援、人材育成等の推進、普及啓発の促進
- ・ 学校健康診断情報の電子化の推進
- ・ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

### (4) 子どもの貧困対策

- ・ 生活困窮家庭の子どもの学習支援
- ・ 生活困窮者に対する自立支援
- ・ ひとり親家庭の子どもの学習支援
- ・ ひとり親家庭に対する子育て・生活支援
- ・ ひとり親家庭の就労支援
- ・ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減
- ・ 高等教育の修学支援制度についての周知【再掲】
- ・ 高校中退者等への学習相談・学習支援等の提供・実施
- ・ 子どもの生活支援の強化
- ・ 被保護者に対する就労支援
- ・ 希望する非正規雇用労働者の正規化
- ・ 女性の就労支援

---

<sup>45</sup> 脚注 15(P.44)と同じ。

<sup>46</sup> 脚注 34(P.65)と同じ。

<sup>47</sup> 脚注 3(P.29)と同じ。

- ・相談支援体制の強化
- ・教育相談体制の充実【再掲】

#### (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ・地域における障がい児支援体制の強化
- ・専門的支援が必要な障がい児への支援の強化
- ・障がいの早期発見・早期支援
- ・特別支援教育の推進

#### (6) 児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援

(児童虐待防止対策等のさらなる強化)

- ・こども家庭センター<sup>48</sup>の体制整備【再掲】
- ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援の提供
- ・一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等
- ・児童相談所の体制強化
- ・子どもの権利擁護の推進
- ・一時保護時の司法審査の円滑な導入
- ・親子関係の再構築支援の推進
- ・性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携強化と能力向上
- ・こども家庭ソーシャルワーカー<sup>49</sup>の取得促進
- ・業務効率化のためのICT化推進

(社会的養育を必要とする子どもに対する支援)

- ・里親等委託の推進
- ・施設の多機能化・機能転換
- ・児童養護施設等における人材育成
- ・自立支援の強化

(ヤングケアラーへの支援)

- ・ヤングケアラーの実態把握、支援体制の整備

#### (7) 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

(子どもの自殺対策)

- ・子どもの自殺予防・自殺対策の推進

<sup>48</sup> 脚注3(P.29)と同じ。

<sup>49</sup> こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的に令和6年度に新たに設立された認定資格。こども家庭福祉の現場で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指す。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つとしても位置付けられている。

- ・子どもの自殺の要因分析等
- ・「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進
- ・1人1台端末を活用した取組の促進
- ・教育相談体制の充実【再掲】
- ・電話・SNS等を活用した相談体制の整備
- ・遺児への支援

(インターネットに関わるリスクへの対応)

- ・子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- ・情報リテラシーの習得支援、情報モラル教育の推進
- ・SNS等に起因する性被害等防止対策の推進
- ・インターネット上の人権侵害に係る人権啓発活動の実施

(子どもの性犯罪・性暴力対策)

- ・子どもの性暴力防止のための取組
- ・子どもの性的搾取等事犯に対する取締りの強化等
- ・性犯罪・性暴力に対する厳正な対処
- ・子どもの性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化
- ・生命(いのち)の安全教育の推進
- ・電話・SNS等を活用した相談体制の整備
- ・教育相談体制の充実【再掲】

(犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備)

- ・有害環境対策の推進
- ・犯罪被害から子どもを守るための取組の推進
- ・子どもの非行・被害防止に向けた取組の推進
- ・通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進
- ・子どもの事故防止に関する取組の推進
- ・非常災害対策
- ・防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進
- ・学校における安全管理の取組の充実及び家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
- ・CDR(Child Death Review)<sup>50</sup>体制整備モデル事業の推進

(非行防止と自立支援)

- ・非行防止・相談活動等の推進
- ・学校・警察など関係機関・団体同士の連携
- ・いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底
- ・「社会を明るくする運動」の推進

<sup>50</sup> 医療機関や行政をはじめとする複数の機関・専門家が連携して、亡くなった子どもの事例を検証し、予防策を提言する取組。

### 第3節 子育て家庭への支援に関する取組

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・高校生等への修学支援による経済的負担の軽減【再掲】
- ・高等教育の修学支援制度についての周知【再掲】
- ・児童手当支給に対する市町への支援
- ・医療費助成事業の支援

#### (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・家庭教育支援の推進
- ・こども家庭センター<sup>51</sup>の体制整備【再掲】
- ・母子保健相談機関の整備
- ・体罰等によらない子育てのための広報啓発
- ・預かり保育の推進

#### (3) 共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・男性の育児休業取得支援等を通じた育児参画の推進
- ・育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進
- ・女性が働きやすい環境の整備

#### (4) ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援【再掲】
- ・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援【再掲】
- ・ひとり親家庭の就労支援【再掲】
- ・相談支援体制の強化【再掲】

---

<sup>51</sup> 脚注3(P.29)と同じ。

## 第6章 計画を推進するために

### 第1節 庁内外の連携の確保

#### (1) 庁外の連携

子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を進めるとともに、様々な主体で構成される会議に取組の進捗状況等に関して報告し、取組の改善方策等について検討していただきます。

#### (2) 庁内の連携

知事を本部長とし、子ども施策を所管する関係部局長等で構成する三重県子ども政策推進会議を開催し、「子ども施策への子どもの意見の反映」や「子どもの視点に立った情報の提供」など、子ども条例に基づく新たな視点・考え方を全庁で共有し、庁内の連携のもと各施策を推進していきます。

### 第2節 子どもの意見反映

子どもの意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保するという、子ども条例の基本理念に基づき、子どもに関する施策の当事者である子どもと対話する場を定期的で開催するなど、課題解決の方向性等について、子どもとともに考え、県の施策や事業へ反映させていきます。

### 第3節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、めざす姿の実現に向けた的確な進行管理に努めます。

また、取組の進捗状況等を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて公表し、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

#### (1) 計画 (Plan)

5年間の計画である本計画をもとに、環境の変化や取組の進捗状況をふまえ、次年度の取組を定めます。

また、子どもを構成員とする会議体を設置し、当事者である子どもの意見を広く聴取し、次年度の取組に反映していきます。

#### (2) 実行 (Do)

三重県子ども政策推進会議により庁内関係部局の連携を確保するとともに、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら具体的な取組を展開します。



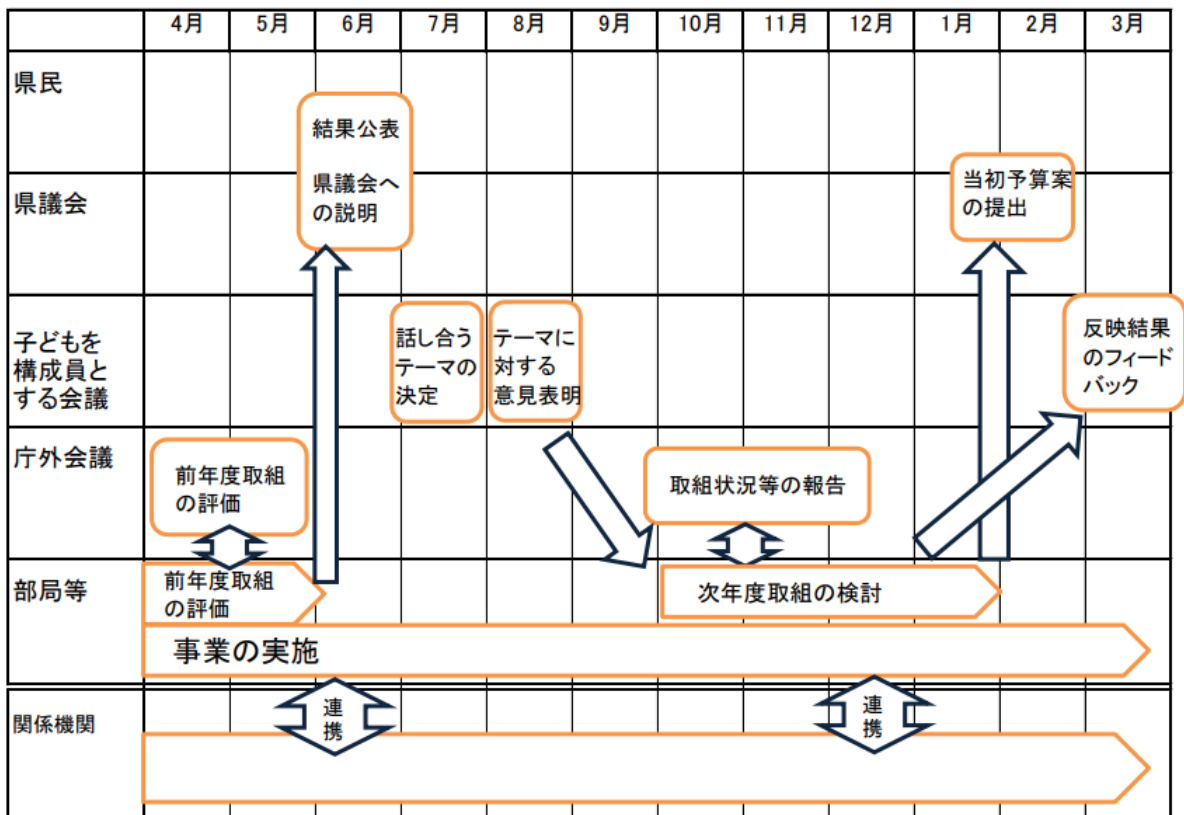
### (3) 評価 (Check)

総合目標や重点目標の達成度合いやモニタリング指標の推移をふまえながら、取組の進捗状況について、三重県子ども政策推進会議で総合的に評価を行った上で、様々な主体で構成される庁外会議や県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。

### (4) 改善 (Act)

評価によって明らかになった取組の成果や課題、改善方策をまとめ、以後の取組に反映させるとともに、その内容を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

【毎年度の進行管理のスケジュールイメージ】





(参考資料)

三重県子ども条例



## 三重県子ども条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらに権利の主体である。そして、その権利を保障することは社会の責務である。

全ての子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、その権利が保障される中で、家庭や学校をはじめとする地域社会での経験を通して、人生を豊かに生きる力を身につけることができる。

しかしながら、遊ぶ時間や場所を奪われ、加えて、デジタル化の進展により、実体験や対面でのコミュニケーションの機会が十分に得られない子どもがいる。また、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえることができず、生きづらさを感じている子どもがいる。さらに、児童虐待やいじめなどの権利侵害事例も多く発生している。

今こそ、全ての子どもが、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な遊びや体験をしながらのびのびと育ち、人との関わりの中で多様な価値観に出会うことで、自分も他の人も大切な存在であることを実感し、将来に夢や希望を持って暮らせる社会にしなければならない。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、権利の主体として、豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重を目指して、子どもをまんなかに相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。

- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校等関係者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。
- 四 事業者 他人を使用して事業を行う者をいう。
- 五 子ども・子育て支援団体 子ども又は子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。

#### （基本理念）

第三条 全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障することを基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもは、生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべき者であり、いかなる理由による差別も受けることがない。
- 二 子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる。
- 三 子どもは、自分の意見を表明することができるとともに、多様な社会的活動に参画することができる。
- 四 子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を優先して考慮するため、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、子どもに関する施策の実施に当たっては、市町と連携するとともに、市町が行う子どもに関する施策に協力するものとする。
- 4 県は、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- 5 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

#### （保護者の役割）

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援

を受けながら、子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう努めるものとする。

#### (学校等関係者の役割)

第六条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

2 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。

3 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について学び、及び意見を表明することができるよう支援するものとする。

#### (事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な職場環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

#### (子ども・子育て支援団体の役割)

第八条 子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子ども又は子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、子どもに関する施策について関心と理解を深めるとともに、子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (連携及び協働)

第十条 保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、第五条から前条までに規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

#### (子どもの安全・安心の確保)

第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるも

のとする。

- 3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

(子どもの育ちへの支援)

第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
- 二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
- 三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
- 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援

- 2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その成長が保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

- 2 県は、前項の規定により、子どもが意見を表明するに当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明することができるよう努めるものとする。
- 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(子育て家庭への支援)

第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

(人材の育成及び環境の整備)

第十六条 県は、子ども又は子育て家庭を支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民が行う子ども又



は子育て家庭を支える活動並びに市町が行う子どもに関する施策の促進が図られるよう、環境の整備を行うものとする。

(相談への対応)

第十七条 県は、子ども又は子育て家庭からの相談に対応する窓口（ソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを活用したものを含む。）を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

### 第三章 施策の総合的・計画的な推進

(計画の策定)

第十八条 県は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3 計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第十条第一項の規定に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。

4 知事は、計画を定め、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(子どもの視点に立った情報の提供)

第十九条 県は、子どもに関する施策について、子どもが情報に触れ、及び理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

(広報及び啓発)

第二十条 県は、子どもに関する施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査)

第二十一条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う子どもに関する施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第二十二条 知事は、毎年、計画に基づく子どもに関する施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、子どもに関する施策への反映に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十三条 県は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



## ありのままでみえっこプラン

令和7（2025）年3月

三重県子ども・福祉部少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL：059-224-2404

FAX：059-224-2270

E-mail：shoshika@pref.mie.lg.jp